

# 総務市民文教委員会記録

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

- ①議案第 104 号 光市民ホール条例の一部を改正する条例
- 議案第 105 号 光市文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 106 号 光ふるさと郷土館条例の一部を改正する条例
- 議案第 107 号 光市教育集会所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 108 号 光市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 109 号 光市野外活動センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 110 号 光市総合体育館条例の一部を改正する条例

[以上 7 本：一括議題]

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙のとおり

質 疑

○木村（信）委員

ただいま御説明いただきましたが、各議案、条例案に対して、この影響額がどれほどあるのか、お知らせいただけますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私のほうから所管の施設について申し上げます。

26 年度予算は編成中ですので詳細は不明ですが、平成 24 年度決算で試算をいたしました。市民ホールで 23 万 8,000 円、文化センターで 1 万 2,000 円、ふるさと郷土館で 400 円、野外活動センターで 5,000 円程度となる見通しを持っております。

○樺山体育課長

平成 24 年度の調定ベースをもとにした影響額でございます。総合体育館 24 万 9,573 円、大和総合運動公園 12 万 4,700 円、光スポーツ公園の夜間照明分 2 万 1,880 円を影響額と考えております。

○木村（信）委員

ありがとうございました。結構です。

○加賀美委員

最初のところに書いてあります関係法令抜粋の中で、消費税の税率は 100 分の 64.3 とするとか、地方税については 63 分の 17 とすると、こういうことと、今の 3% 上げるという関係はどういうふうになっているのか、そこらあたりについて教えていただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

消費税及び地方消費税が大別してあるわけですが、現在合計して5%の税率になっております。法改正によりますと、今度は8%になるとなっておりますので、8%と5%、わかりやすくという意味で、3%程度のアップという言い方をさせていただきました。

○加賀美委員

民間企業の場合は、消費税は、いわゆる3%アップすれば、そのうちの一部を国のほうに税額として納めればよいというような方法があると思いますが、そういう意味で、このところは3%丸々上げるんじゃなくして、もう少し考えた税率にすべきじゃなかったと思うのですが、どういう考え方でこの3%という数字が出てきたのか、お尋ねしておきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今回の改正は、御存じのとおり消費税及び地方税法の一部改正に伴うものであります。公共施設につきましても課税対象となっており、その使用料については「総務省の消費税率の引き上げに伴う公共料金の取り扱いについて」という通知がございまして、消費税の引き上げに合わせて使用料改正を行おうとするものでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○加賀美委員

基本的に丸々3%、だから、実質的には8%ほど消費税として入っているという見解でよろしいでしょうか。今回の新料金は基本的には、今までの5%プラス3%を入れた8%が全て入っている料金だと、こういう理解でよろしいか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○加賀美委員

わかりました。

○森戸委員

この前に消費税が導入されたときですか、そのときも同じようにこういった値上げが行われたんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

平成9年に改正をしております。

○森戸委員

そのときは、どのぐらいの改正率だったんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

消費税、当時は3%から5%にアップということになっております。

○森戸委員

だから2%上がったんでしようということが聞きたかったのですが。ここの値上げが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりです。

○森戸委員

わかりました。消費税と地方消費税が上がったということで、今までと同じように上げるを得ないということと理解してよろしいですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

了解しました。

○委員長

ほかにございませんか。

○四浦委員

7つの議案について一括して出されたわけですが、この中で、該当する施設の中で、直営はどれとどれですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

7つのうち、教育集会所と勤労青少年ホーム、野外活動センター、この3つでございます。

○四浦委員

消費税についての扱いで、直営は3つということでしたが、ほかの4つの指定管理者制度をとっているものとは、消費税の扱いが違いはしませんか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御質問の内容は、指定管理で支払っておれば、それが全額税金が含まれるという意味だと思うのですが、そのとおりでございます。

○四浦委員

そうしますと、指定管理者制度に乗っているところは、消費税をこれは納入するようになるという扱いなんです、直営については、消費税は納入しなくても済むということによろしいわけですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

直営につきましても物品費、光熱費等は業者に支払うときに消費税を含んで支払いをしております。

○四浦委員

これは、今回のものについては、そういう光熱費だとかいうふうなものを議案の中に含まれているわけではなくて、いわゆる使用料、利用料の改正という扱いのようですが、その使用料、利用料については消費税を納入しなくても済むようになっていると思いますが、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

消費税は、国内においても資産の譲渡に伴う個人事業者及び法人が納税義務となっておりますが、行政機関におきましても、国内において資産の譲渡を行う限りにおいては、消費税法第5条1項の規定により、法人と同様に消費税の納税義務が生じているところでございます。

なお、国や地方の一般会計では、消費税法第60条第6項の規定により、納めるべき消費税額は発生しておりません。

○四浦委員

言葉がちょっとわかりにくかったのですが、消費税は、直営に関しては納入しなくても済むかどうか、そのことをお尋ねしています。イエスか、ノーかで応えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

国に納めるべき消費税は発生しておりません。

○四浦委員

市民が納める利用料、使用料については、消費税を上乗せする。これまでも消費税が5%の時期にも、消費税は乗せていたと思いますが。しかし、今の3施設については、使用料、

利用料に関して国に消費税を納めないにもかかわらず、今までも消費税の5%分を乗せていた。その上、今回は3%プラス、市民にとっては大変歯がゆいといえますか、そのやり方が辛辣だというふうに思います。それでは、お尋ねします。山口県下で、こういう直営施設の利用料、使用料の消費税の扱いについて調べたことがありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

県内全ての市で、今、改正に向けて作業が行われていると聞いております。

○四浦委員

今からその作業が行われているということはわかりました。しかし、今までは5%という消費税がありました。光市は、比較的、指定管理者制度が県内で進んでいるほうかなと思いますけども、そうでない直営施設について、どの程度の傾向にあるか。県内他市で。今までです。これからじゃなくて、今まで。お聞きします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

申しわけございません。今、資料を持ち合わせておりません。

○四浦委員

今回の7つの施設、議案については、全て消費税問題なので、その資料を持ち合わせないというのは、いかがなものかと私は思いますけども。まあ、早急に調べて、後ほどいいですから、その通知をいただきたいというふうに思います。一応とめます。

○委員長

ほかにございますか。

○木村（則）委員

それでは、額の少ないものに対して金額の適正化の観点から質問したいと思います。

34ページ、光市野外活動センター条例の中の対照表の一番上のところ。例えばなのですが、130円が140円に上がっています。ちなみにこれの計算式をお教えいただけますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この料金を改定するに当たりましては、前回、今年の3月に改正時に。これは市の財政健全化計画に基づいた改正でございましたが、その時も同様の考え方をしていきますけど、基準額というのを設けております。この基準額というのは、例えば今回であれば消費税分、5%から8%へ賦課するわけですけども、この基準額は1円単位で計算しております。後に条例改正議案というときに1円単位を切り捨てて10円単位で計算しております。

表面上は10円上がっているようになりますけども、円以下の数字をこちらのほうでは資料として持つておるところでございます。

○木村（則）委員

私の理解が不十分なのかもしれませんが、その 130 円に対して 3%の増額なのかなというふう理解しておったわけですが、そうしますと 3.9 円ですけれども、これは切り捨てにならないで、切り上げということなのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほどの周防の森ロッジの宿泊を伴う 130 円から 140 円の計算ですけれども、先ほど説明しましたが、前回の改正で、実はこれ 139 円という基準額を持っておりました。条例改正時に 10 円単位にしたというところで、130 円というところで切り捨てております。

今回、139 円に所定の式を掛けますと、今回の新基準額は 143 円ということになっておりますので、円以下を切り捨てて 140 円というところで御提案させていただいたところ です。

○木村（則）委員

わかりました。じゃあ、その右にある 60 円が 70 円に変わったというのも同様の理由からということで理解してよろしいのですか。前回の値上げの金額等を示していただきたい と思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

宿泊を伴わない市内の小中学生の利用料、前回は 60 円としておりますが、基準額は 69 円という計算になっておまして、所定の式を当てはめますと、今回 71 円となりますこと から、70 円に切り捨てたものでございます。

○木村（則）委員

わかりました。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）先ほど、四浦委員がおっしゃ った資料の提供ですけれど、これは、課長、できるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今後、全市に問い合わせ等を行う必要がありますので、日にちをいただけたらと思いま す。

○委員長

後日提示していただくということで、お願いしておきます。

討 論

○四浦委員

議案第 104 号から議案第 110 号まで、7 議案について、その反対の討論を行います。

反対理由は 2 つあります。1 つは、この中に、先ほどの質疑の中で明らかなように、教

育集会所、勤労青少年ホーム、野外活動センターというこの3つの施設については直営であり、これは公共料金分、いわゆる使用料、利用料の類いなのですが、これは消費税を上納しなくて良いことになっているにもかかわらず、市民からは今までも消費税分を上乗せしていた。そして、これからは5%から8%、3%の上積みを行うというのは、まことに市民の目線からいうと、けしからん話であるということでもあります。

反対討論というのは、なかなか紋切り型になりがちなのですが、私は、反対討論をするだけじゃなくて、この分野は別の機会に必ず改善するように求めておきたいということです。

2つ目に、少し長くなりますが、実は、この消費税の大増税は、税率を8%に引き上げる、つまり、3%増税するだけで8兆円の増税になるわけでありまして、史上空前の負担増と言ってもおかしくないような額です。政府は経済再生と財政再建の両立を図ると言いますが、これが強行されたら、国民の暮らしに計り知れない深刻な打撃をもたらして、経済も財政も共倒れになるというのは、平成9年でしたか、の消費税を3%から5%に引き上げたあの時期の国民負担増と引き比べても明らかだというふうに思います。

我が党は、経済提言で消費税に頼らない別の道を提唱していますが、浪費の一掃と応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保するというのが、その1つの柱です。

で、2つ目に、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ、税収増を図る。この2つの柱を同時並行で進めて、社会保障の充実と財政危機打開の道を開こうというものでありまして、この道こそが現在の経済、財政、社会保障の危機を一体的に打開する唯一の道であると確信しておりまして、今度の措置はその逆さまを行くものであるということを強調して、反対討論にしたいと思います。

#### ○委員長

ほかにございませんでしょうか。

#### ○木村（信）委員

賛成の立場で討論に参加いたします。

ただいまいろいろ御説明があった中で、この消費税の税率アップの問題は、国の税制改正、税と社会保障一体改革の中でとり行われたものでございます。そうした中で、市当局がこのような苦渋の選択をされたのはしっかりと承っているところでございますし、実際、我々市民にとっても、国民にとっても、歓迎すべきことでないのは事実でございますが、先ほど御説明にもありましたように、諸経費については税金がかかる。ここは消費税がアップされるということを前提に踏まえますと、受益者負担の観点から、施設を使われる方がそのことを一定の負担をされるのは当たり前だと。ましてや、その負担がなければ市民全体がその負担をしなければならないということを考え合わせますと、今回のこの苦渋の選択については賛成という立場でございます。

以上でございます。

#### ○委員長

ほかにございませんでしょうか。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

- ②議案第 134 号 光市民ホールの指定管理者の指定について
  - 議案第 135 号 光市文化センターの指定管理者の指定について
  - 議案第 136 号 ふるさと郷土館の指定管理者の指定について
- 〔以上 3 本：一括議題〕

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙のとおり

質 疑

○加賀美委員

今回の指定管理者の選定については、外部審査委員を入れてやるという考え方でやっておられると思いますけども、この文化センターなどについては、そういう外部審査委員が入っていないと。で、この辺の外部審査委員を入れる場合と、そして、その内部の指定管理者選定審査会、これをやる場合のその辺の基準というのは何かあるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

「光市公の施設の指定管理者の選定の手続等に関する条例」がございまして、この第 2 条で、「市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない」という条文がございまして。

これに基づきまして、非公募の場合の指定管理者候補者選定委員会というのを設ける要綱がございまして、その要綱に基づきまして職員で構成したところにより審査を行いました。

○加賀美委員

だから、公募を行わないわけだから、これは基本的にはその外部審査委員を入れて真剣にやっぱり中身を確かめると言うことが必要じゃないかと思うのです。公募を行わないで、この人に決めると言った以上、中の人たちだけで何か訳の判らないような審査をするんじゃないかと、一般のところと同じように外部審査を入れて、公募しない、そういう団体の審査も一緒にやっていくべきじゃないかと思うのですけれど、その辺について今後御検討願えたらと思います。

それから、中身についてお尋ねしたんですけども、きちんと情報が来ているかどうかわかりませんが、市民ホールの従業員の件であります、職員が 13 名ということですが、構成はどういうふうになっているのか。いわゆる、正規従業員と、そしてパート、嘱託とか、こういったような区分けはどうなっているか、お尋ねしてみたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民ホールに今 13 名の職員というふうに言われましたけども、これは公益財団法人光市

文化振興財団の全体で13名ということでございます。

なお、職員の構成ですけれども、常勤職員が2名、嘱託職員が8名、臨時職員が3名、合計13名でございます。

#### ○加賀美委員

確かに市民ホールについては、全日で4人と2人を設置するというようなことが書いてあるので、これは市民ホールだけじゃないかとは思いますが、じゃあ、今ここに2名の職員については、これはもう全日だと思いますから、全ての厚生年金とか、ああいう措置は全部されていると思います。

問題は、嘱託の8名の職員が本当にそういう社会保険にきちんと入っているかどうか。規則をきちんと提示してるかどうか。例えば、40日以上、あるいは4分の3以上いれば社会保険に入らなくちゃならないというような条項を、これは定例議会でも質問をいたしましたけど。こういった項目がきちんと指定管理者に伝えられているのかどうか、ここらあたりについてお尋ねしてみたいと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

公益財団法人の職員の処遇についてということでございますが、基本的には、財団の職員は理事会や理事長が判断されることでおりますので、私からお答えできることには限りがありますが、先般、指定管理について財団事務局と話し合いをしておりましたら、嘱託職員につきましても各種保険等に加入しているという旨の返答を受けております。

#### ○加賀美委員

ここらあたりが、今社会的な問題にもなっている。指定管理者が、たくさんのパートとか、嘱託職員ということで雇った人たちが、いわゆるワーキングプアとか、あるいは、社会保険に入っていないということがね。だから、こういう指定をするときには、やっぱりそのところはきちんと、やっぱり雇う市として、整理をしておかないと。

私は前回、指定管理者の中身について、例えば1年ごとの決算並びに業務概要についての監査を、これはもう各所管がやっているということなんですけれども、そのところに外部委員を入れたらどうかという提案をしたわけなんですけれども、今回の場合についても、指定管理者の指定をする際には、きちんと審査していく必要があるんじゃないかと思うのです。今聞いたところによれば、嘱託は全部条件に合った人は社会保険を適用しているという話でしたけど、これはやっぱり必須条件として確認をしていくということが今後必要じゃないかと思います。御検討をよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ほかにございますか。

#### ○森戸委員

市民ホールの指定管理の議案で、まずお尋ねをいたしますが、選考委員6人のお名前を教えてください。で、そのうち外部はどなたなのかもお知らせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民ホールの指定管理者の選定委員会委員ですけども、外部委員の1名は、企業経営等について専門的知識を有する者が1名と、1名は施設利用について専門的知識を有する者1名、これが2名、外部委員です。

後は、委員長は副市長であり、あと部長級、課長級の職員3名でございます。

○森戸委員

副市長はわかるんですが、部長級、課長給はどこの所管の部長級、課長級なんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

企画部、経営と教育委員会でございます。

○森戸委員

いや、だから、企画部の部長と課長なのか、教育委員会のどこの部長、課長なのか、6人それぞれ教えてください。名前はいいですから。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

政策企画部次長と、教育次長と、教育総務課長でございます。

○森戸委員

わかりました。で、この外部委員さんの選考基準は、何か選ぶ基準があるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど少し御説明いたしました、「光市公の施設の指定管理の指定の手続に関する条例」の中の第5条の第5項に「選定委員会に委員長及び委員を置き、委員長は副市長をもって充て、委員は次に掲げるものから市長が委嘱し、又は任命する」というふうになっておりまして、この中で、先ほど申しました企業経営等に詳しい者、施設利用などに専門的知識を有する者という規定がございます。

○森戸委員

で、その外部委員さんのお名前を教えてくださいませんか。何か問題があるんですか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御質問のありました選定委員会委員ですけども、光市情報公開条例第6条第7号の規定により、公開をすることができません。申しわけありません。

○森戸委員

了解しました。で、この選定に関してなんですけれども、前回、平成20年のこの時期に、5年前に同じように指定管理の議案が上がったわけですが、そのときは、委員さんが9人おられました。それが今回は6人になっています。で、配点も20年のときは900点でした。今回は600点になっているんですが、そういうふうな変更になった理由は何でしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

行政改革の担当から聞いて、後ほどお答えいたしたいと思います。

○森戸委員

今、審議しているんですから、この審議の中で答えてください。休憩をとるなり何なりして。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

前回の平成20年のときは、全て内部委員で審査をしております。今回、専門的知識を有する外部の方を2名入れたことから、職員を減らしたというところでございます。

○森戸委員

委員さんはわかるんですけど、配点についてなんですけど、その配点というのが、以前900点で、今回600点と、公募をして委員さんがふえたことによって、チェックの目が厳しくなったとは考えられます。しかしながら、チェックする項目が私は減ったように思います。具体的に言うと、20年と比較をすると、協働についての項目とか、要望、苦情についての部分とか、避難訓練をするとか、防災、防犯との項目が減ってきてます。

指定管理に当たっては、やはりなかなか競争がなく、競争がない状況ですから、やはりこの選定のときに、厳しい目と厳しい品質のチェックを行うことが、私は必要だと考えますけれども、その配点が減ったという部分に関しては、どういうふうにお考えになられていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、御指摘のありましたように、今回審査員が6名というところで、1人持ち点が100点で600点が満点ということになっていますが、審査項目の中に、安全管理の取り組み事項というのがございまして、このあたりの中の配点審査基準に施設の設備の管理体制は適切であるか、火災や事故への対応の取り組みは適切か、防犯防止への取り組みは適切か、緊急時の対応は適切かなどの確認項目を挙げております。

○森戸委員

確認項目を挙げてるからどうなんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そういった観点からも確認をしております。

○森戸委員

わかりました。

一番、審査項目の中で、収支計画に関する事項というところが、一番配点が高いんですが、ここは競争がないということで、今回公募をしたけれども、1社だったということで、この5年間、また指定管理です、この5年間業績はどのようにアップしたのか、経年変化でお示しができれば示していただきたいと思います。

入館者数、売り上げというんですか、後は、コスト削減の努力はどうか、サービスに関する向上はどうか、その程度で構いませんので、経年変化でお示しいただけたらと存じます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民ホールを例にとりますと、平成20年使用人数が5万9,560名、21年が5万7,506名、22年が5万5,712名、23年が5万8,912名、24年が5万9,920名と5万人の後半を維持している状況でございます。

それと、歳入でございますが、平成20年と平成24年度の決算の比較しかしておりませんが、市民ホールで125万5,000円程度の減となっております。

○森戸委員

客数はそう変わらずということで、収入は減ってるということに関してはどのように思われていらっしゃるでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

これは、公用の使用、教育委員会が行ったり、公用使用が多かった影響じゃないかというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。5年間この1社でやっていくわけで、一定額が毎年決まってるわけですから、入館者数はどうか、コスト削減の努力はどうか、サービスはどのように向上してるのか、そういうチェック、話し合いなり、どういうふうにされていらっしゃるでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

指定管理者との間では、毎月1度モニタリングをしております、セルフチェックシートの提出を求めています。この中で、自己評価をされて、気づき改善点等記入されたのが上がっております。

後、利用者アンケートを3カ月ごとにまとめて、これも提出いただいております。

また、年2回ですけども、職員が、指定管理者、現地に赴きまして、モニタリング実施

調査というのを実施しております。

後、年度が終了いたしましたら、事業報告書の提出を求めています。

○森戸委員

わかりました。なぜ、ここまで聞くかという。やはり競争がないから、やはり向上させる、怠慢にならないようにといいますか、そういう意味で聞いておりますので、御理解をいただけたらと思います。

最後に1点だけお尋ねをいたしますが、育成の視点、これに変わる事業所なり、そういうものを育てていこうというような視点はございますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

当方の関係では、そういうことは行っておりません。

○森戸委員

そういった視点が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

指定管理者になれるのは、株式会社とかNPO法人等でもなれるわけですが、民間の事業活動について、行政として対応は難しいかと考えております。

○森戸委員

5万人の町ということで、なかなか市場の規模という部分で、非常に厳しい面はあろうかと思うんですが、やはり文化の担い手が公共というだけではないと思いますので、その辺は、育成の視点が私は必要だと思いますが、再度お尋ねします。いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

繰り返しになりますが、民間事業者になかなか行政として指導するのは困難と思います。

○森戸委員

であれば、例えば光市内だけにこだわらない形もできるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光市民ホールですが、ホール事業を行うとともに、御存じのとおり、市民の芸術文化の活動拠点ということであり、地域の伝統芸能等も、ここでは中心的な活動として行っていることから、やはり地域の事情に詳しい団体のほうがよろしいかと考えております。

○森戸委員

私は、そうは思わないのです。1つの団体なり、公益法人なり、だけでいろんなところを占めていくっていうのは、問題があるかと思います。やっぱり、競争相手がいてこそ、

サービスも上がりますし、客数にしても、収入にしても上がっていくと思いますが、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

やはり、繰り返しになってしまいますが、市民の芸術文化の活動の拠点でありますし、先ほど言いましたセルフチェックシートや、こちらの職員が出向き状況把握等を行っておりますが、今の指定管理者については、安定した経営がなされていることから、引き続き指定を行いたいと考えております。

○森戸委員

実績が上がっていればいいんですけど。いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

文化事業につきましては、入館者数のみではなく、やはり高い文化を目指すというのは、これをなかなか数式であらわすことはできませんので、それなりに市民の方へは御理解いただいているものと考えております。

○森戸委員

私も、以前にも質問しましたが、非常に偏りがあるといいますか、年齢層に対してこの市民ホールは偏りがあると思っております。若い世代とか、そういう取り組む工夫というのが余りなされていないような気がいたしますので、やはりこの1個だけっていうのは私はどうかと思いますので、そういう育てる努力を御検討いただけたらと思いますので、要望としてお願いをしておきます。

○木村（信）委員

基本的なところ数点お尋ねをしたいと思います。今、3本の議案、この議案についてですけど、総得点に対して、得点で何%程度だと、これはそぐうのか、そぐわないのかっていう基準はございますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

60点を6割の得点で判断をしております。

○木村（信）委員

3本の議案を見ますと、公募、非公募でございます。公募に対しても、今、同僚委員のほうからもございましたけれども、応募団体が1団体、また、その後は非公募であるということに関して、本当にこの得点でそぐうのか、まして、収支計画に対する事項なんていうのは66.6%、これが今、5年間の実績で、こうしたことの実績が出ているという部分であるとか、運営実績についても7割程度、あとの非公募については8割以上の運営実績が出ておりますが、実際のところ、本当にこういった数字でいいのか、数字であらわすことができない文化っていうことも今お答えがございましたが、実際に数字であらわされてる

今、この状況を見ますと、本当にこのままでいいのかというやっぱり危惧はございます。

指定管理でございますので、少なくとも公募の団体については、そういった競争があるような形づくりをすることも、やはり選定するこちら側、行政側の配慮、いろんなそういった認識っていうのは必要じゃないかと思っておりますので、要望しておきます。

○森重委員

継続的なことになろうかと思っておりますけども、市民ホールの指定管理者制度について、詳しくお聞きしてみたいと思っております。

特にここは、ほかの施設とも違いまして、稼働率が問われるところでもございますし、また、この施設の大きな目的として、最大の目的としては、施設、設備の稼働率をアップさせることを、主要、かつ最大の目的としているという部分も、事業所の計画に謳っておりますので、少し深めてみたいと思うんですが、特に、この選定時の事業計画の見方のあり方といいますか、事業計画が上がった時点で、ここについております配点等ですけども、これを実際に計画書をもとに、紙面上の配点としてこういうものが行われているのか、それとも、実際にさまざまな思いを、対面方式といいますか、問答方式で、実際に選定時に接触といいますか、そういうものをされているのか。そのあたりお聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

選定時に候補者となる財団の責任者により、事業計画等の説明は受けております。

○森重委員

実際に受けておられるということですね。そこで、さまざまな現状、課題、問題等が、切実な現場の思いとして上がってくると思うのですが、実際にこの24年度収支でも結構なんですけども、私も目を通して見たのですけれど、使用料収入に関して、平均を保っているとおっしゃいましたけども、ロビーや、また、会議室、和室の利用に関しては、半減してきている状態が数値的には伺えるところもございました。そういうことに対して、今後、どのような対策、また、施設が古くなってきますと、近隣のいい施設に比べて使用料が落ちてくる。選定から外れるという部分も多々ございますけれども、こういうものに対しても、やはり稼働率を上げていかなければなりませんし、消費税も上がってきますし、建物もどんどん古くなっていくということで、そのあたりの協議や検討がされているのかどうか。そこまで話が踏み込まれているのかどうか。

そして、もう1点、今のロビーや会議室や和室の利用料がどのくらい平年的に減っているのかお示しいただけますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

選定委員会の席ではそういった、今、各会議室等のこと言われましたが、そこまでは話になっておりませんでした。市民ホール全体での利用率の向上というところの話はございました。

○森重委員

稼働率ということになりますと、そのあたりの極端に減っている部分を今後どう改善していくかという視点も、これもやはり選定委員会の6名の方のほうからも、これは主要施策なんかにも出てるわけですから、逆に質問されたり、このあたりは今後どう考えられますかという事業計画に対する評価や要望や、提言等があってもいいのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょう。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

仰せのとおり、稼働率のアップは申請書に書いてあるとおり、大きな課題という認識は、これは今の指定管理者も同様に持っているところではあります。審査会の中では、その、具体的にどの部屋のどこということとこまでは話が及ばなかったというのが現実です。

○森重委員

先ほどから、同僚委員からも上がっておりますように、競争者がいないということで、このあたりをやはり行政側も責任管理の立場から、どこまで指摘をしていけるかということも1つの視点だと思いますので、ぜひこの指定者選定委員会のあり方に関しましては、しっかり対話ができ、また現場の意見が聞け、また行政側の意向、また今後のさまざまなプランに沿った、整合性を持った指摘がなされることを、ぜひ期待したいと思ひまして、要望しておきます。

○木村（則）委員

指定管理の市民ホールに関してですけれども、審査項目の中で、基本的事項というのは、市民文化活動の拠点とか、芸術文化の中核施設とかっていうふうに書いてありますけれども、これは、どちらかという、貸館業務がおもであって、財団に芸術文化の振興を求めものというものではないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

審査項目の10番目に、自主事業の実施に関する事項というのがありまして、文化振興に関しましてはこちらのほうで採点しております。

○木村（則）委員

私の説明が悪かったかもしれませんが、1番目の基本的事項っていうところですよ。これに関しては、概要のところでは説明があるわけですが、我々市民の感覚で言いますと、他の施設と違って、この市民ホールであるとか、文化センター、郷土館に関しては、やはり我々光市民の芸術文化の振興の拠点となる施設ということで、いわゆるそのハードのみならず、どちらかというソフトの部分も大切だろうというふうに考えているわけですが、そのあたりがこの選考に当たっての、この中から、あまり重きがないような気がしているわけですが、改めてその1番目の基本的事項というのは、芸術文化の振興というよりは、実施を行うことにおいての貸館事業ということに重きがあるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

1番の基本事項ですけれども、審査項目として団体の経営方針が公の施設の設置目的及び管理方法に合致しているか、指定管理者の指定申請理由は妥当か、市施設に対する考え方及び将来展望は的確か、この3つの視点を主に評価したものでございます。

○木村（則）委員

わかりました。次の質問をしてみたいと思います。

先ほど、光市文化振興財団の職員のことについて先行委員が尋ねられて、それに対してお答えをされておりましたので、私も関連で伺ってみたいと思うんですが。

先ほど、職員13人、その内訳を示されておりました。これで、いわゆるその芸術文化施設に対して、職員の皆さんというのは、いわゆる専門的な知識だとか、あるいは経験を持っている方というのは、どの程度いらっしゃるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

何をもって専門というかよくわからないところもあるんですが、正直言って管理されている経験が長い方もいらっしゃいますし、技術にたけている、文化事業にたけていると思える職員もおります。

○木村（則）委員

先ほど常勤がお2人、それから嘱託の方が8人と、私も拝聴していて、市役所のOBの方が嘱託に着かれていたりする。このあたり、ほかのこういった財団を見てますと、これを公募したりするケースも結構あるのです。専門的な知識と経験、スキルを持った方をです。これは、教育委員会の方から踏み込める話ではないのですか。

そういうふうにしたらどうかという指導に関して、財団との関係の中で、それはできるんですか、できないんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

財団の人事に関しましては、財団理事長が決定権を持っておりますので、教育委員会として、人事までは踏み込んでおりません。

○木村（則）委員

わかりました。最後にもう1点。文化センターです。

131ページ、先ほど25年度の経費に対して、26年度の経費の見積額、差額のことについて御説明がありました。その中で、消費税の改正に伴うものと、あと、人件費ということだったろうと思いますが、この人件費っていうのは、1名程度増やすということなのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この金額を当初示すに当たりまして、指定管理料の基準額の算定を行いまして、当初、

前年同額の 2,866 万円でこれは 5% の消費税とじての場合ですけれども。これを提示をしました。

文化センターには、財団の事務局がございまして、ここには正規職員がおりまして、26 年度は財団の人事の関係で、おおむね 300 万円程度の増がでるわけですが、それ以後は、人件費等が安くなりまして、5 年トータルでは、前年、前期に対して 75 万円程度の減が出る予定となっております。

#### ○木村（則）委員

よく理解できないんですけれども、人は増やすんですか。増やすのに減額が図られる。もう一度申しわけありません、説明をお願いします。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今現在、正規職員が 2 名でございまして、来年度も 2 名というところで計算はしておりますが、その後、削減という方向で考えております。この辺は、当然理事長の人事権の及ぶ範囲であろうと思っております。（「休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど木村委員より文化センターの額について御質問いただきました。多少、私の説明不足だったこともございまして、大変御迷惑をおかけいたしました。

平成 22 年度から、財団法人には歴史編纂事業を別枠で委託に出しております。これが、今回、指定管理を出すに当たって、再度、もう 1 年ですが、26 年で終了ですが、歴史編纂事業をこの指定管理料の中に含めたもので、26 年度はやっていきたいと考えております。

したがって、26 年度でこの歴史編纂事業は終わりますことから、27 年以降は減額になり、税抜きの話ですが、前回よりは、5 年間トータルで比べれば 75 万円減額するということになっております。

#### ○木村（則）委員

一定の理解をいたしました。

#### ○磯部委員

今回 3 回目の指定管理の期間になると思うんですけれども、今まで、外部委員をきちんと審査会の中に入れてくれということもクリアしていただきました。また、モニタリング制度をきちんとして、月 1 回やられて、その資料提出されて、アンケートも提出されている。3 カ月に 1 遍、職員とのそういったものもやってらっしゃる。最初から比べましたら、やっぱり私たちも議会として委員会の中で指摘をされたことを少しずつそういうふうに改善してくださっているということに対しては、評価しているところですが、以前この指定管理に向けて、管理者の更新に向けて、やはり努力しろというものも非常に大切に

はないかということで、使用料金制と、利用料金制の考え方というところで、今後、更新に当たって整理をさせていただきたいというような、ここでは3つの施設しか対象にはなりませんけれども、公募、非公募の中で、公募の中にもそういった努力代が、成果として上げられるような、一部のその利用料金制というような、そういうふうな検討、プレゼンの中でもそういうことがあったのか、なかったのか。そのあたりのことの考え方も含めてお答えをいただけたらと思っております。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

利用料金制についての御質問でございますが。大きな収入は、やはり市民ホールだろうと思っております。市民ホールにつきましては、御存じのとおりでございますが、市民の文化の向上、福祉の増進を図ることを目的としており、その市民の文化の向上というところですけれども、やはりインセンティブがきくような事業になれば、どうしても集客力があって、興業的な事業に偏りが出るのではという考えを持っておりまして、もちろん、そのインセンティブがきくような制度というのもわかるんですが、その辺の文化を目指すところというところと、興業的なものとのバランスの取り方が大変難しく思っており、今後とも研究してまいりたいと考えております。

#### ○磯部委員

考え方、ここだけに申し上げるつもりはないのですけれども、今回、同僚委員さんからの質問の中で、なぜ公募がほかになかったのかということに対して、その人材というか、そういう団体の育成をという視点から質問をされましたけれども、近隣を見てみますと、非常に厳しいながらもそういった公募に参戦して、そこでプレゼンテーション力をきちんと皆さんが評価しながら、今の市民ホールの指定管理者でも、私は獲得できるだけの実力は持っているんじゃないかなと思う。

何もなければ、そういった競争力というのが半減して、努力代というものが評価として私たちが理解しがたいところもあるので、さまざまな誤解を生むのではないかなというふうなことも思っております。

なぜ公募がなかったのかという質問は、御無礼になると思いますが、やはり周知徹底、いろんなところへ周知をして、それでもやはりなかったのかどうか。やはり、800人ちょっとの規模と、その文化センターなんかは、非常に市民の方からとっては、利用しやすい広さではあるんです。大きくもなく、小さくもなく、非常に利用しやすいという声もよく聞いております。そのことも考えて、公的な部分ももちろんあると思いますが、やはりいいものを市民の皆さんに、多くの人たちに光市から発信できるような、そういう場があるわけですから、そういった競争力っていうものは、さまざまなところでやらなきゃいけない。だから、非公募であろうと、公募であろうと、インセンティブが働く努力代は、決して無駄ではないと思っているのですが、そのあたり、公募がなかった、何でなかったのかというよりも、どういう周知をされたのかということをお聞きします。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

条例によりますと、公告、その他をもって応募するように定めがございまして、今回も

公告をし、ホームページとか、広報紙にも募集した旨の掲載をしております。

#### ○磯部委員

所管もそういった努力もなさっていらっしゃると思いますけれども、今回に限らず、やはり、今、全国各地で指定管理がなじむのかどうか、なじまないものもあるんじゃないか、そういったことも以前執行部のほうからそういうお答えもいただいております。指定管理者制度に、こういうものになじむもの、なじまないもの、なじむものであれば、そこで使用料金制、利用料金制できちんとインセンティブが働くものにしていく。1つずつ積み上げてこられて改善もなさっていますので、今回を契機にまた改めてそのあたりの次につなげるためのものを、きちんと整理していただきたいなと思っております。

このあたり、要望としておきますが、今までの成果も含めて、それが見えるような形で、私たちに非公募であろうとも、公募であろうとも、なぜこうなったのかということがきちんとわかるようなそういうものを御説明いただくようお願いをします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 137 号 光市総合体育館、光スポーツ公園及び大和総合運動公園の指定管理者の指定について

説 明：樺山体育課長 ～別紙説明書のとおり

#### 質 疑

##### ○森戸委員

142 ページのスポーツ振興会の委託料の増額分の 500 万円についてお尋ねをいたします。

この 500 万円ですが、市が 500 万円分を上乗せして、指定管理料をアップさせるという考え方もあるんですが、その部分は、財団の自己の努力といいますか、という形ではできなかったんですか、そういう考え方はないんですか。

というのも、財団法人に移行する場合に、55%以上は、管理以外に独自にこういうものから収入を得ていかなければならないというようになっていたと思います。それを、市側が委託料という形で助けるのではなくて、財団の自助努力で補っていくべきものなのではないかと思うんですが、そのところをちょっとお尋ねいたします。

##### ○樺山体育課長

委員仰せの御意見もあると思います。ただ、市といたしましては、財団の自助努力といいますか、もちろんそれは必要と考えておりますが、前の指定管理期間中の支出額、それから実績の費用の内訳等考えまして、やはり生涯スポーツに向けて自主事業をこの金額をもとに、この委託料の基準額をもとに、推進していくということで判断をしたものでございます。

### ○森戸委員

その考え方もあるんですが、私はまだ財団の中で、自助努力ができる余地があると思います。議会から委員としてももう出なくなりましたので、財団を法人化しますので、でなくなりましたので、中身がわからないんですが、入札とか、そういった部分を進めることで幾らでもお金は捻出できていくと思いますので、ぜひもう少し自助努力を促すことをお願いしたいと思います。

### ○加賀美委員

スポーツ施設、スポーツ関連で利用できる施設の件についてお伺いしたいと思うのですが、基本的に指定管理者にした理由に、民間のノウハウを生かしサービスとその経費低減を目標にする項目があると思いますが、サービスとは一体何か、そこらあたりについて教えていただけたらと思います。

### ○礪山体育課長

委員さん仰せのサービスと言いますか、基本的には市の施設、公共施設ございますので、まず安全に利用者さんに使っていただくということが、第一で、その次に、まず社員と言いますか、従業員の利用者に対する親切なサービスということで、トータルで気持ちよく、安全に利用していただくということがそのサービスというふうに考えております。

### ○加賀美委員

基本的にはそこもありましようけども、いわゆる条例とか規則とか規定とか、こういったことにこだわらないで、それを越えた一つのサービス、これがやっぱり一つのサービスじゃないかと思うんです。

ここでちょっと副市長にお尋ねしたいのです。いわゆるこの体育施設を使う場合、例えば総合体育館とかあるいは勤労者体育センターとか、いろんな施設があるわけですがけれども、そこを使って生涯体育をやっておられる人たちに、指定管理者が条例に従って、条例だからだめだというようなことで、拒否反応をされるようなことがあると。

例えば使用が9時からだったら、9時になるまでは使わせませんよと、自分たちの仕事は8時半だと、ところが9時までには使わせませんというところもあれば、いや、いいです30分間。もう事前に支度が必要でしょうと、そういうことで許してくれるところもあるんです。統一感がない。

規則に縛られて、9時までには使えませんが、先に待っておつても。いえ、いいでしょうどうぞ使ってくださいと。このあたりはやっぱり指定管理者のサービスというのは、規則は9時でも少し前に準備を30分ぐらいやるか、その人間は時差出勤させればいいわけですよ。そういうところがサービスじゃないかと思うのだけど、どうもここらあたりが徹底されていない。

市民もこういうふうにお金をいただいて、利用料金を取るという形の中では、例えば午前中でしたら9時でしたら3時間しかないのだから、事前に支度をしたいと。あるいは市民ホールにおいてもそうです。職員がいらっしゃるのだから、鍵さえ開けてくだされば支

度を早めにやりたいと。ここはやっぱりサービスの域ではないかと思うんですよね。この辺のサービスが足りない。規則に縛られているところがあるんですよね。

副市長、どのようなお考えがあるかと、まあ、市長が言っておられる株式会社の利潤というのは市民サービスだと常々言われているわけですね。指定管理者制度というのは、そのサービスをさせるためにやっている。職員じゃどうも規則に縛られていかんと、そういうところが一つの目的じゃないかと思うのですけれども、そこらあたり市民の皆さんからも、声を聞いております。9時のところを8時半でやってくださるところもあるし、20分前には入れさせてもらっているところもある。しかし、時間が来ないと指定管理者が来ないというところもあると。

だから、そこらあたりについてどういうお考えを持っていらっしゃるか、お考えを聞かせていただけたらと思います。

#### ○森重副市長

ただいまの加賀美委員さんの御質問でございますけれども、あくまで我々が設置をしている公の施設でございますので、まずもってやはり条例規則を遵守していくことが市民サービスの向上、また、公平・公正にこの施設を管理運営していく基本だと思っております。

しかしながら、一方では加賀美委員がおっしゃるとおり職員が8時半に出てきて、9時まで使用ができないという実態の中であれば、実際そうしたことを踏まえて御利用いただくことが前提ではございますので、やはり、そのあたりは市民の方にも御理解をいただかなければなりません。

しかしながら、じゃ、30分が良くて1時間ができないのではないかと。というようなことも、たまに私の耳にも入ってくる場合がございます。このあたり、やはり指定管理者制度であろうが、我々やはり市が直営をする施設であろうが、やはり条例規則にのっとり、まず、適切に施設を運営していくことが、大前提に私はなってくると思います。

ただ、そのあたりで今後、じゃ、どの場合に対して便宜を図っていくかということは、非常に難しい判断になってまいりますので、このあたりはもう一度施設のありようについては、指定管理者制度による運営管理であろうが直営の管理であろうが、このあたりはやはり研究していかなければならないというふうに思っております。

#### ○加賀美委員

ですからもっと知恵を出して、今申しましたように9時から使うっていうのであれば、その支度時間が必要であろうから、まあ、鍵を開けるくらい結構ですから、どうぞ準備をしてくださいと、そういうところが非常に多いんですよね。8時半の就業のところは。

ところが、指定管理のところは規則一点張りの9時でなければ開けませんという人もおれば、いや、いや8時半、30分前に支度が必要でしょうと、30分前に来て鍵をあけてあげましょういうところと、いろいろ千差万別なんですよね。

そういうところは、やっぱりサービスという見地から一つ何らかの形を考えていただくことを、ぜひお願いしたいと思います。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

④議案第 138 号 光市勤労者体育センターの指定管理の指定について

説明：穂山体育課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

146 ページの実施事業の実施に関する事項について、お尋ねしたいです。指定管理者制度そのものは、実施事業で少し事業をやって収益を上げたら、いわゆる指定管理費用を削減するというような一つの目的があるかと思うんですよね。

勤労者体育センターなどについては、自主的な事業をやっているやっていると聞いておりますけども、そういう行事を実施することによって自主財源をどのくらい得ているのか、教えていただきたいと思います。

○穂山体育課長

お尋ねの自主事業の件でございますが、自主事業として「ひかりクラブの設立記念イベント」を毎年 10 月に行っております。それから、ひかりクラブ主催のソフトバレーボール大会、健康教室フィットネスをされております。

ただ、勤労者体育センターについては利用率が高いため、自主事業の実施について少し難しいところがございます。また、委員も仰せのように、自主事業を実施して自己資金を獲得するという事は、ひかりクラブも十分承知しておりますので、勤労者体育センター以外でも、自主事業としてどこか活用できる場がないかということで考えられておると聞いております。金額については把握しておりません。

○加賀美委員

辛いことを言うようですが、基本的にこの指定管理を受けたクラブが、自分たちのために記念大会をやるというんじゃ、結局、使いたいという人を邪魔するという言葉は悪いけども、機会を失うわけであって、本来そういう事業を通して利益を上げて、少しでも指定管理に費用を落とすというのならこれは認められますけど、これは間違いじゃないかと思うんですよね。今後よく御検討を願いたい。利益を上げるための事業をやるのなら、それは構いません。ただ、自分たちのための競技をやるのなら、これはもうほかの人の機会損失を失うわけですから、気をつけていただきたい。それからもう一つ、施設の一つを使って、例えば野菜とか果物を育てているというケースを聞いているのですが、これどうなのか。大したことはないと思いますが、認められているのかどうかお伺いしてみたいと思います。(発言する者あり)

施設がありましょう。施設に広場があるとしますね。花を植えるところとか、そういうところに芋を植えたり、ナスビを植えたり、それは売ってもらうのならいいけれども、みんなが分け合って食べているとか。そういうことが許されるのかという声が出てきてい

るわけですね。花を植えるぐらいはいいですけど、ナスビを植えたり芋を植えたりして、季節ごとに植えてあると、これは規則外じゃないかと思うんですが、御見解を聞かせていただきたいと思います。

○礪山体育課長

実態を指定管理者さんに聞き取りしたいと思います。

先ほどの記念イベントでも、そこに来られる方にクラブのPRを兼ねて、私は自分たちの作物を持ち寄って安くあげたりしておるといふふうに認識をしておりましたが、今、委員さん仰せのことは、ちょっと調査をしまして目的に合っているかどうかというところは、チェックをしないといけないと考えております。

○加賀美委員

だから、これはこことここという特定はしたくないのですが、まあ、空いている土地を有効に使って、みんなで暇なときに野菜をつくって分け与えると。市民感情からこれはちょっとまずいんじゃないかという声がしておりますから、今後の注意事項として、それは荒しておって草を伸ばすよりは、そりゃ、耕したほうがええんじゃないかという反論もあるかと思いますが、市民感情として、きちんと整理されておったほうがいいんじゃないかと思います。

○木村（信）委員

公募をされたけど1団体の応募しかなかったということではございますけれど。そうした中で運営実績がここに関してはこれだけ長く指定管理を受けられているのに、5割以下というところについて、何か御見解は。

145 ページです。4番の運営実績が得点で見ると60点の配点に対して28点と、こういうふうな形の委員の審査が行われている。これについてどういう御見解、お考えでございましょうか。

○礪山体育課長

各委員の持ち点100点に対しての点数ということになるんですが、委員がどう判断されたかという個別の判断については、把握できないところがありますが、今言われたところに対して、もし課題があるとしたら、ひかりクラブさんとどういうところに何かそういう問題というか、改善するところはあるのかなという協議をさせてもらいたいと考えております。

○木村（信）委員

はい。特にこういった募集で、ほかの応募がなかったという団体でもございます。表彰も受けられている団体でございますので、これからはもしっかりとした経営をしていただきたいというふうに考えますので、こうしたところもチェックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○森戸委員

同僚議員の続きですけれども、これは審査の結果ですから、結果は結果として受け止めていただいて、この結果を受けてここが決まった後にこういう点の低いところ、個人情報の部分に関しては、文化振興財団とか体育振興会等々は満点なんですけれども、ここは満点ではないという状況にありますので、そういった改善指導はされるのですか。

○穠山体育課長

もちろん指定管理なのでモニタリング等、それから事業計画を出されたものに対してそのままスムーズに計画どおりいくのかどうか、ひかりクラブさんはNPO法人でございますので、その辺の継続性、それを行政としても管理元として必要な場合は指導をすることになると思います。

○森戸委員

はい、わかりました。審査で低かった点については、ぜひ指導をしていただきたいと思っていますので、特に個人情報なんか満点でないというのは、ちょっと危険性が高いと思いますので、ぜひ指導していただけたらと思います。

討 論なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第 139 号 光市身体障害者体育施設の指定管理者の指定について

説 明：○穠山体育課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第 96 号 平成 25 年度光市一般会計補正予算（第 5 号）  
（教育委員会所管分）

説 明：○原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

職員の給与カットですが、念のためお聞きしますけれども、この間の減額は続いていると思いますが、部署によっていろいろ差があったりしますから、答えにくい面もあるかもわ

かりませんが、平均どころでここ数年間、推移がどう変わったかというのはわかりますか。

○原田教育総務課長

ここ数年間の推移は持ち合わせてはおりませんが、本年度につきましては6月までが管理職が3%、それ以外が約1.5%と理解しております。7月からは管理職が7%、それ以外が3%という形になっております。

○四浦委員

数年の推移は持ち合わせていないということですが、改めてお聞きしますが、大目安でもよろしゅうございますが、いかほどになるかお答えいただきたいと思います。

○原田教育総務課長

記憶の範囲内で申し上げますと、先ほど申し上げました25年4月から6月の1.5%と3%の削減は、それ以前からも継続されておるように記憶しております。それ以上のものは、申しわけないですが現時点で持っておりませんので、お答えは差し控えさせていただいたらいと思います。

○四浦委員

と言いますのは、持ち帰ればそういうデータは出ると受けとめました、それは後日でもよろしゅうございますから提供いただけますか。

○原田教育総務課長

今おっしゃられたカット率等のデータにつきましては、後日提供させていただけたらと思います。

討 論

○四浦委員

今回の補正予算は、職員給与のカットに特化したものでありまして、既に議会で議決をしたものでありますが、たび重なるこうした給与カットというのは職員の暮らしを圧迫し、市民サービス、教育現場の士気にも大きな影響をもたらすという意味で反対いたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告事項 光市スポーツ推進基本計画(案) 中間報告

説明：穂山体育課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○加賀美委員

高齢者を代表しましてお願いしたいと思います。

第3章の施設の展開の中に、ライフステージに応じた推進という中で、高齢者について考えると言いながら、推進体制の充実の中に具体的なものがない。どういう形でやったらいいのか、老人クラブあるいは各種団体あると思いますが、そういうものを含めて高齢者スポーツの推進についても、一項目取り上げていただきたいと思います。

### ○委員長

御要望でよろしいですね。

### ○加賀美委員

はい、要望です。

### ○磯部委員

今までにも何回か指摘したところではあるんですけども、放課後子どもプランという制度が、国の制度の中でいろいろと変わってきておりまして、放課後子ども教室なり、サンホームなり、青少年育成、そういうものが、私が今まで思っていたことと若干変化が出ておりまして、今回聞いてみたかったのは、以前からサンホームに対する、そこに働いていらっしゃる方たちの職員の処遇並びに資質改善というところで、今の体制をやはりきちんとした人材育成にも伴うような、そういったものにしていただきたいということを何回も御指摘させていただいたこともあり、所管としてはそのあたりのことを随分御懸念されていて動いていらっしゃるというのは百も承知ですが、このたび制度改正の中で職員の指導者に対する研修の義務化がなされてきます。

今も研修など随時されているわけですが、施設の中の何人かがそういう研修をしなければならないという義務化になるということは、預かる子供さんをきちんとした体制で取り組むというものが示されてくるのではないかなと思っております。

今までの指摘も含めて、まずは光市が今の職員体制、同じパートさんという立場、少し若干時間給は高いですけども、そうは言いながらも大切な子供さんを預かるだけではなく、いろいろな意味で指導していかなければいけないサンホームの体制。周南市や下松市などの実情も踏まえて、御説明いただけますか。

### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現在、市内には12教室ございまして41名の指導員を雇用して、御承知のとおり全員パート職員でございます。

近隣の状況ですけれども、下松市では17人の職員がおりまして8教室を運営しております。全員が嘱託職員になっております。また、周南市では、一部民間委託もされておられますが、当市のように直営でやっている施設は26教室ございまして、大きな教室から小さな教室までいろいろありますが、規模に応じて多少異なるものも嘱託職員が42名を、各1名から2名ずつ各教室に配置されており、81名が臨時職員となっております。

○磯部委員

今の光市のサンホームに対する、サンホームだけではないんですけれども、わからなくなるのでちょっとサンホームだけにとどめさせていただきたいと思うんですけれども、留守家庭児童教室というところで教育所管が就学後のサービスを一括して、ここに窓口を設けられたというのは非常にありがたいことだと思いますので、特に預ける保護者の方のお気持ちと、やはり子供さんのこれからの成長する中で、責任のあるそういう対応をしなければならない状況というのは多々あると思います。

その中で、周南市さん、下松市さんは嘱託職員というそういう制度もこの中に入れている。今後、職員の研修が義務化されるという中で、ぜひここだけに言っても仕方ないんですけれども、責任ある待遇というか、今のサンホームの教室、その中でモデル的にもそういったあたりを取り入れていっていただきたいということを、お願いします。

○森戸委員

今の関連でお尋ねをいたします。今、サンホームの職員、パート職員の状況ですが足りているのか足りていないのか、その辺のところを、まず教えていただくと、募集をしてもなかなか来ないとか、その辺のところの現状はどうなったかなと思ひまして。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

全ての教室で、今職員は足りております。

○森戸委員

わかりました。今現状はパートというような雇用の方法だと思いますが、このパート職員のそういう期限がございますか。採用する期限です。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームに限らず他の臨時職員等もみんな一緒ですけども、4月であれば9月末まで、それからまた半年という感じで辞令は出しております。

○森戸委員

わかりました。パートでいらっしゃいますので、健康診断とかそういったことが、例えば先ほどの嘱託と比べて待遇の違いはどのようなものに現われますでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現状の教育委員会にいる嘱託職員と比べますと、健康保険の加入と、時給制でやっておりますので賃金が毎月変動するなどがございます。

○森戸委員

わかりました。他のまちと比べて、パートさんと比較になるのですけれども、同じようなサンホームのような教室との賃金の違いは、嘱託と比べるわけにもいきませんが、

もしパートであれば、比べられるものが何かございますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほどの説明でも申しましたように、下松市は嘱託職員しかおりませんので比べようがないのですけれども、周南市におきましては、1時間920円と聞いております。

○森戸委員

光市は幾らでしたかね。そこまでいっていなかったような気がします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光市におきましては、資格がある者が840円、1時間当たり。資格のない者が780円ということでございます。

○森戸委員

その辺の違いをならしていくという、そういうお考えというものはございますか。嘱託に検討するというのも方法の一つかも知れませんが、いかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

人事、身分の扱いになりますので、私がここですぐこうしますというのは言いにくいところではありますけれども、研究してまいりたいと思います。

○森戸委員

わかりました。いいですか、引き続いて。

○委員長

結構です。

○森戸委員

全国学力テストについてお尋ねします。国が来年度から市町村教委による全国学力テストの学校別の成績公表を認めました。光市としてはどのようにされるのか、お考えをお聞かせいただけたらと存じます。

○石丸学校教育課長

現在、現状ですけれども県教委は県全体、市教委は市全体、学校は自校の結果をそれぞれの責任において公表しております。

現時点で、県教委のスタンスとしては個々の市町名とか、それから学校名を明らかにした結果を公表することは考えていないということで、光市といたしましても県教委と同様のスタンスで、市として学校名を明らかにした公表をすることは考えておりません。ただ、学校が独自で実際にはいろんな形で保護者等に情報提供しておられることはあるかと思えます。

○森戸委員

私もどちらがいいのかわかりませんが、保護者が口コミで実際に伝わっていると思いますので、公表していると言えば公表しているとも言えるのですが、その辺いかがですか。

○石丸学校教育課長

現時点で、市教委が全体像を明らかにしますと、それが学校間の序列でありますとか、不本意な競争、そういったものによって変わっていくことは非常に懸念するところでございます。

市教委のホームページにも掲載しておるかと思いますが、得点順位ではなくて中身の問題ですね、これは。こういったところに課題があって、そのためにどういう授業改善をしなければいけないとか。あるいはどういう個別の指導をしなければいけない。ところがそうではなくて、数字だけが独り歩きして、結果的には学力の改善、それに役に立たないというふうなことが起こってしまえば、この学力学習状況調査の狙いとずれていってしまいますので、そのあたりのことを懸念して、今現時点ではそういうふうにご検討しているということでございます。

○森戸委員

はい、よくわかりました。この委員会で11月に豊後高田市に視察に行ったのですが、そこは定住政策が非常にかなりの項目をやっているんですけど、そのホームページとか冊子を見ると、大分県の中で県の学力テスト7年連続1位というようなことで、教育力がすごい高いまちですよということをおおっぴらにホームページに載せながら、どうぞうちにお越しく下さいというようなことをやられているんですけど、光市として学校の個別の公表をするのではなくて、大体今どのぐらいなんですよみたいなところをPRする、そういうお考えというのはありますか。

○石丸学校教育課長

今、光市はコミュニティ・スクールでありますとか幼保小中の連携でありますとか、県の中では非常に、今後この方向でというふうなところで国の打ち出しているものを割と早目に取り入れており、しかも準備期間を置きながら進めているところでございまして、実は非常に多くのところから視察に参っています。

それにつきましては、コミュニティ・スクールであるとか幼保小中の連携の成果としては、確かに全国学力学習状況調査の結果、小学校、中学校を含めて非常に高いものがあるというふうなことは申し上げております。

ただ、得点だけで、そういった部分だけで評価されるのではなくて、そういう結果が出ている背景の部分が光市全体の施策として広がっているところがございますし、それが光市全体の住みやすさでありますとか、教育力の向上につながっていると思いますから、逆に今、話をすることによって、テストの結果だけで光市の教育力、そこを評価されるのは不本意なので、むしろシステムのほうの商業的というかそういったことは、いろいろな視察に来られた方には説明するようにしております。

○森戸委員

はい、わかりました。政策企画部によく伝えておきたいと思います。

それと、教員免許更新制度というものがございます。この教員の免許の更新制度は免許の取得から10年で文科省の認定の大学などで30時間以上の講習を義務づけた制度であります。講習後の認定試験に合格しなければ免許は失効いたします。

市教委の中でこの制度導入後、試験を受けた人はどのくらいいらっしやって、免許を失効された方がいらっしやるのか。まずその辺からお尋ねをさせていただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

この制度でございますけれども、30時間の講習を受けますと、基本的には講習の資格があつて、そのあと申請を行うこととなります、県教委のほうに。申請を行うことによって、一応、免許更新がなされたということになりますので、認定試験を受けるというそういったことはございませぬ。とにかくこの講習を受けて、県教委に申請することによって更新が完了したということになります。現在、光市ではそういう失効したとか、あるいは更新を忘れたとかそういった該当の人はおりませぬ。

○森戸委員

はい、わかりました。次の質問に移ります。

光市では、スクールライフ支援事業というものがございます。これは支援員が不登校の生徒の家庭や学校を訪問して、復帰につなげていくというものであります。24年度は22人の不登校生を対象に870回の訪問を行っております。そのうち34.2%が学校に復帰をしております。

非常にすばらしい取り組みなんですけど、しかしながら全てが復帰をするというまでには至っておりませぬ。不登校が常態化しないよう、初期段階で未然に防いでいくという仕組みが必要ではないかと思うんですけど、一般質問でも申し上げましたが、山鹿市の事例を申し上げておきました。その山鹿市の事例が非常に参考になると思われるのですが、光市では初期段階ではどのような対応をされていらっしやるのかお尋ねをいたします。

○石丸学校教育課長

まず学校に対して、校長、それから生徒指導主任等に指導しておりますことは、1日目の欠席は当然電話連絡等で確認をいたします。2日続いた場合も、まあ、大体それぐらいで、ただ、学校の中ではちょっと2日続けばおかしいなというふうな話も出ます。3日というのが一つの鍵でありまして、もし3日連続で欠席した場合は、家庭訪問をするなり、あるいは3日続いた背景について校内で簡単に集まって、ケース会議をするとか、そういったことをするようにお願いしております。

それから、あわせていじめとの絡みもあるのですけれど、週一回、各学校でアンケートをとっております。これは生活アンケートですから、いじめとか不登校とか、いろんな個々の児童生徒の生活上の悩みとか、そういったものを把握するような調査になっております。これが大体基本的には初期対応のパターンになっていくかと思っております。

それからあとは、今申し上げましたようにいろんな相談機関があります。青少年センターであるとか、いろんなそういったところの電話相談とか、そういったものも一つの初期段階での相談を受けるような機会になっていくかと思えます。

それで少し深刻化すれば面談をする。あるいはスクールライフ支援員なんかが動くというふうなこと。あるいは学校からスクールライフ支援員のほうに、ちょっとこういうケースがあるのだけれど、来てくれないかというふうな相談もあります。しかし、深刻化すればカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカー、こういったものを派遣し、長期化しないような対応をしていく。そういうふうな大体二重三重いろいろな事業を組んでそれを組み合わせながら、長期化しないような工夫をしているというところでございます。

#### ○森戸委員

わかりました。山鹿市は40人いた不登校が最終的には1人になったというようなことで、同じような取り組みだろうと思うのですが、何かが違うのだろうと思えます。なかなかこの学校復帰率というのですか。比較したことがないのでわからないのですが、このぐらいの率なんですか。これでも高いほうなのか、ちょっとその辺がよくわからないので教えていただけませんか。

#### ○石丸学校教育課長

復帰率につきまして他市との比較は今データを持ち合わせておりません。大体光市が30%から35%ぐらいの復帰率でございます。それと。もともとの発生件数ですよね、これも実は波がありまして、過去のデータを見てもやっぱり10人刻みでの振幅があります。ものすごく少なくなっても急激に増えることもありますし、だから安心はできません。ただ、大体30から35%ぐらいの復帰率で推移しているということが現状でございます。それが高いか低いかというのはちょっと私も判断がしかねるところでございます。

#### ○森戸委員

わかりました。ぜひ、その辺の調査をしていただきたいと思います。一方では100%に近い形で復帰をさせている学校もあるところもありますので、教育委員会の評価点検報告書の中で目標設定を36%ということにされてると思えます。毎年ずっとやってきてそのぐらいの率なのでこの目標だと思うのですけれど、ぜひ100%といいますか、ぜひそこは目指して、他市の事例でも参考にして、やはりこのままの状況で放っておくというのは将来のことにつながっていくと思えますので、ぜひその辺の調査なり努力をしていただきたいと思います。何か御意見があればお願いをいたします。

#### ○石丸学校教育課長

現状の現実的な数値目標と、それからあくまでも目標とする本当に理念として当然100%が目標とすべきところだと思います。もちろんいい成果を上げたところの手法とかそういったものは今後も研究していく必要があるかと思えますし、市内の各学校で成果が上がっているところについてどういうふうな取り組みをしたかということについては校長会あるいは生徒指導主任会等で協議していく必要があるかと思えます。

#### ○森戸委員

ぜひよろしく願いをいたします。それと、山口県が把握した2012年度のいじめの件数は835件と、前年度から514件増加をしております。光市でも2011年と2012年を比較して傾向的に増加傾向にあるわけですが、その辺のところをお知らせいただけたらと思います。

#### ○石丸学校教育課長

2011年が14件となっております。2012年これが20件ということで、光市も増加しております。ただ、2012年。昨年度ですね、昨年度大津市などでいろいろな、大きなこともありましたから。認知と実際のいじめがどのような様態かというのは、これ微妙なところがございます。ですから、やはりいろいろな事象が起きて注意が喚起されれば、認知件数がふえていく傾向は出てくるかと思えます。ただ、14件も20件も全て解消しているというところで、子供たちの間にはいじめという問題はやっぱり起きます。いろんなケースがありますけども。大事なことは、それは教員が介入しなければいけないほどの事態なのか、あるいは児童生徒の力で解決すべき状況なのかと。もし非常に軽い事態でも教員が入っていけば、子供たちが自分たちで解決する能力がつかないわけですね。ですから、当然そのケースごとに、どのレベルになれば教員が介入していくのかというのは精査していく必要があるかと思えます。どちらにしましても、子供たちが自力で解決したのか、教員が入ってあるいは保護者が入って解決したのかといういろんなケースがあります。大事なことは全てが解消しているということが大事だと思います。今の件については全て解消しているというところがございます。

#### ○森戸委員

はい、わかりました。安心いたしました。逆に認知件数が増えるほうが逆に良いのかなと。結局は解決に向けていけばいいわけですから。芽を摘み取れるということになっていけばいいかなと思えますので、これからも御対応のほどよろしく願いいたします。

それと、12月1日から改正の道路交通法が施行されました。自転車は道路の右側にある路側帯を走ることが禁止されます。違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。路側帯とは、歩道がない道路のうち道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられています。自転車などの軽車両はこれまで歩道がない道路では左側、右側どちらの路側帯も通行することができました。改正後は進路左側の路側帯に固定をされます。それで、この法律の施行を受け改正を受け、教育委員会ではどのような取り組みをされていらっしゃるのかお尋ねいたします。

#### ○石丸学校教育課長

施行を受けて11月29日付には各学校に文書を流しております。その中でも法改正のこと、それからあわせて県警それから関係団体がつくった一部改正に関する子供向けの資料、これも配っております。いずれにしましても、軽車両であるという認識あるいはこういう罰金があるとか、あるいは自転車事故によってけがをすとか死亡事故が場合によっては

起きております。こういったことを子供たち、児童生徒が認知することが非常に大切だと思います。だからそのあたりの部分を徹底するように学校のほうにはお願いをしております。

○森戸委員

お願いしているのはわかるのですが、その辺がきちんと子供に実際に伝わっているかどうか、その辺のところはどうかですか。

○石丸学校教育課長

現時点では学校のほうに指導をお願いしておりますので、その結果がどうであるかというのはまた今後、生徒指導主任とか集まる機会を確認していきたいと思います。

○森戸委員

わかりました。3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金ということで非常に、もし子供がそういうことになると大変なショックと申しますか、あろうかと思っておりますので、いきなり警察が取り締まってこれだけいきなり取るとも思えませんが、周知のほうをぜひ徹底をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山口県民の歯、口腔の健康づくり推進条例が今年度から施行をされております。その中の8条で、教育保健関係者及び保健医療福祉関係者は、それぞれの業務において歯、口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては他の関係者との連携に積極的な役割を果たすものとするとなっております。この条例の施行を受け、市教委としてはどのような取り組みをされておられるのかお尋ねをいたします。

○原田教育総務課長

ただいま委員申された条例についてですが、平成24年に施行されまして、まず県のほうが学校歯科の関係については、学校歯科保健推進検討委員会というのを設置いたしました。これのメンバーにつきましては、各地区に養護教諭の中で養護教諭指導員というのがあります。その養護教諭指導員等で構成されておまして、本市からも1名出席しております。その中で、学校歯科医からの指導研修や各地域の取り組みの紹介、情報交換等がなされておるといふ形でございます。

本市の状況につきましてでございますが、この条例の施行に伴って特段特筆すべき取り組みをしているわけではございません。多分委員さんがおっしゃられるのは関係者との連携に積極的な役割、このあたりがポイントだと理解しております。そのあたりにつきましては本市の場合は、歴史的に学校歯科に関しては、例えば県下でも他市に先駆けまして歯科医師会さんとの協力で昭和47年からフッ化物洗口等の取り組みをしておりましたり、健康増進課の歯科衛生士が形としては出前講座なんですけど、各学校に出向きましてブラッシングとか歯磨きの指導、あるいは子供と保護者を一つの教室で歯と口腔の衛生指導等の啓発等の取り組みをしておまして、またさらには御存じの「よい歯のコンクール」とか、さまざまな標語とかポスター等の啓発作品の募集、これなんかにつきましても学校、教育委員会、歯科医師会等の連携で取り組んでおまして、この条例ができたからという形では

ないんですが、そういう形での連携・協働によって相乗効果を生み出すようには努めております。

#### ○森戸委員

よくわかりました。それと、通学路の点検の状況についてお尋ねいたします。一つは、この前から見かけるんですが、国道の188号の大手スーパーの前ですね、附属小の生徒と、バス乗り場があって附属小の生徒がバスに乗るのに自転車通学ですね、2つの高校の自転車通学生がひっきりなしにある一定の時間通るので、バスに乗る子供たちがバスに乗りにくい、乗れないというような声が出て、いろんな検討されておられるんじゃないかと思うんですが、これはたしか通学路の点検か何かのときに上がっていたものだろうと思うんですが、今その辺の状況はどのようになっておりますでしょうか。

#### ○原田教育総務課長

通学路の点検のときには、これは附属小学校ですので上がっておりませんが、附属小も含めて市としても検討するという形でございますので、それも検討事項の中には入れております。

そういう中で今、委員おっしゃられたように、多分、島田市のことをおっしゃられるんだと思いますが、これについては国道を管理しております国土交通省、警察、学校等と協議をしながら対応策の検討を進めているところでございます。国土交通省のほうから社会実験的に車道の部分に自転車の通行帯、色分けしてわかるように通行帯を設けるような提案が出されて、予算対応も含めて、今後のことになるとと思いますが、そういう社会実験的な取り組みにつながる形でございます。

#### ○森戸委員

わかりました。ぜひ、その実験も含めて解消につなげていただきたいと思います。

それと、今年度の予算の進捗について何点かお尋ねをしております。歴史文化遺産保存活用準備事業について、当初予算で62万円の予算で文化財のカルテ等の作成を行うというようなことでありました。進みぐあいはどのようになっておりますでしょうか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

お尋ねの歴史文化遺産保存活用準備事業でございますけども、中身としては4つの小事業からなっております。一つが今お尋ねの文化財カルテ作成、一つが公開活用準備事業で向山文庫の環境美化、それと牛島の文化財マップ作成及び松岡洋右氏の寄贈品の記録媒体変換事業というこの4つを今計画しております。

文化財カルテ事業につきましては、現在約350点の歴史文化遺産の所在地を今特定し、地形図にシール等で張って分布図の作成を終わっております。その地図をもとに先月から文化財カルテそのものの作成に着手をしている状況でございます。350点という大変多いカルテになるわけですけども、今年から来年度にかけて適時進めていきたいと考えております。

## ○森戸委員

進捗のほどよろしく願いをいたします。それと場所が変わりますが、図書館について何点かお尋ねをいたします。

1点目は提案ですが、子供司書の導入をお願いしたいと思います。これはどういうものかといいますと、本好きな子供たちや読書や本のすばらしさを家族や友達に伝えるリーダーを育てるために子供司書の導入を提案したいと思います。例えば、子供司書講座を設定したり、司書の仕事を教えたり、夏季休業中に子供たちに本の貸し出しを体験させたり、またその子供が読み聞かせを実際に行う体験させたり、最終的には子供司書として認定するような仕組みなんです、キャリア教育や本好きな子供を育てることができると考えますが、いかがでしょうか。

## ○末岡図書館長

委員御提案の子供司書制度につきましては、福島県の矢祭町が平成21年度に子供読書のまちづくり事業の一環として考案されたと承知しておりますが、現在では高知県、佐賀県、広島県、青森県、栃木県など全国各地の自治体や図書館に広がりを見せているようです。

本図書館では、子供司書の養成は現在行っておりませんが、それに似た事業として、昨年度から夏休み期間中に小学校4年生から6年生の児童を対象といたしまして、チャレンジ図書館員という体験講座を開催しております。1日ではございますけれど、昨年度は午前7名、午後7名、14名募集いたしましたところ、電話による申し込みが殺到しまして10分で定員オーバーしてしまいました。

この講座の主な内容につきましては、図書館の概要説明や館内見学の後、書架の整理やカウンター業務の体験それから本のカバーかけなどを行っておりまして、指導には司書の職員と司書資格を持っておられるボランティアさんが当たっております。大変好評で本年度は開館前に受け付けを待っていらっしゃる方もおられまして、急遽、定員午前、午後7名ずつを10名ずつにして受け付けることといたしました。

矢祭町等の子供司書養成講座は大変すばらしい取り組みとは思っておりますが、対象者が一部の方に限られますし、受講回数も15回と大変多いことから、子供、親、保護者ともに負担が大きいと思われまます。本館ではあくまで子供が図書館に親しむことを目的としている事業でございまして、職業訓練をするものではございませんので、参加しやすい時間を設定して、できるだけ多くの方に参加していただける講座としており、来年度も引き続き講座を開催する予定です。

委員さんの御提言の、例えば子供司書による子供への読み聞かせ体験等の取組も踏まえながら先進事例の研究とあわせて、今後とも内容を充実してまいりたいと考えております。

## ○森戸委員

ありがとうございます。行列ができると聞いてびっくりしたんですが、1日ということでありましたので、ぜひ何日か設定を、できれば増やしていくなどの工夫をしていただけたらと思います。大変ではあるかと思うんですが、その辺のところいかがでしょうか。

#### ○末岡図書館長

来年度事業を今から計画をしていくわけでございますし、特に予算的のことも必要がないものだと思っておりますので日にちを増やすなり、早速来年度事業のことについて館内で検討してまいりたいと思っております。

#### ○森戸委員

ありがとうございます。ぜひ、行列をたくさんつくっていただきたいと思います。

図書館のリファレンスについてもう一点お尋ねをいたします。我々議会のこととも関係があるんですけども、三重県の県立図書館と鳥羽市の図書館の協力で、鳥羽市議会図書室との連携が開始をされました。連携内容は、図書の貸し出し、鳥羽市議会が必要かつ鳥羽市議会図書室にない図書について三重県立図書館、ここは蔵書が84万8,000冊、や鳥羽市立図書館、ここは19万4,000冊ですので光市と変わらないと思います、が所有する図書の貸し出しを受けることが可能となります。

2点目にデファレンスサービス、これは調査の相談といいますか、調査や相談なんです、鳥羽市議会に必要な資料については、両図書館の司書によるデファレンスサービスを受けることが可能となります。

全国の公立図書館協議会の調査によりますと、公立図書館と議会図書室の連携は都道府県立図書館が29、市・町の図書館が71あります。しかし今回のような都道府県の図書館と市の図書館、地方議会の図書館が同時に連携をしている事例というのは非常に少なく、非常にすばらしいサービスであるというふうに言われておまして、議会支援のサービスの公式ルートを確立したということで、それをまたPRしたということが画期的だというコメントもございます。議会の政策提言や質問づくりに生かすためリファレンスというのは可能なのか、もし可能であれば積極的にリファレンスを行いますよというPRをしていただけたらと思います。

#### ○末岡図書館長

ただいま御紹介いただきました三重県の事例につきましては特に進んだ取組だと思っております。リファレンスサービスにつきましては、図書館法第3条に規定されております図書館サービスの一つでありますので、当然、司書を中心として職員一同できる限りの対応をしてまいりたいと思っております。本図書館に所蔵していない資料等につきましては、他の図書館から取り寄せるために一定の時間を要する場合や即答できないような事例もあるかと思いますが、政策提言や質問づくりに限らず、お気軽に御相談をいただけたらと思っております。本サービスのPRにつきましては、改めて市広報やホームページへの掲載などを通じて積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○森戸委員

ありがとうございます。以前に文化の質問をする際に、図書館の司書の方に、文化を証明する尺度について何かないかということで、図書館で本を探してくださいよと、政策に生かしたいんですということでやると、この前から本の名前も含めていただきましたので、

ぜひ、知の拠点でありますので、そういう使い方ができるんだよということをぜひPRをして図書館の集客につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後の質問になりますが、以前一度質問したことがあります。政府は2015年から国家公務員試験総合職試験でTOEFLを使うことを決めております。文科省も2014年度に始める中3、高3向けの英語能力テストの開発でTOEFLの実施団体との連携を明確にしております。TOEFLは米国系の試験でございますけれども、このテストは五、六年後の大学入試センター試験廃止後の新テストのひな型とされております。大阪府も府立高校での入試の採用を決めております。以前、一般質問で中高生向けのTOEFLジュニアの導入を求めたと思います。英検にかわる部分としてこのTOEFLを推奨するような形をそろそろ検討してもいいのではないかと思いますので、お考えをお尋ねいたします。

#### ○石丸学校教育課長

今、市内の中学校では、一般的に生徒が受験してるのは英語検定、従前から行われているものでございます。今委員御指摘のようにTOEFLのいろんな動きがある中で、グローバルな人材育成とかそういうさまざまな観点から、恐らくいろいろな資格、多様な資格でありますとか、そういったものが出てくる可能性はあるかと思っておりますので、市教研の外国語部会とも連携しながら英検以外の資格試験についても今後は研究してまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

よろしく願いいたします。

#### ○末岡図書館長

先ほどリファレンスサービスについて1点お答え忘れたところがございます。リファレンスサービスにつきましては、議会だけを対象にしたサービスという特化したものは行っておりませんし、そういう趣旨制度にもなっておりませんので、そのことは御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

#### ○森戸委員

わかっております。わかった上で、せっかくの財産でございますから活用できる方法をPRしてくださいという意味で質問した次第です。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○四浦委員

本会議で私ども委員会で行った熊本県の山鹿中学校に対する教職員の多忙化解消、子供たちに寄り添う問題について、とても感銘を受けましたというふうに力強い答弁がありました。あわせて、本市におきましても、各種会議や公務分掌、行事等の精選と見直し・改善、職員朝礼の見直し、ICT等の活用による事務処理の効率化など、それぞれ実情に応じた工夫を講じてきたところでもありますということで、これから目指すという形でなく、過去形で答弁をしておりました。もうちょっと具体的に、過去と、例えば5年前と現在と

はこう変わったとか、去年と今年ではこう変わったというふうなもの、せっかくですから述べていただければと思います。

#### ○石丸学校教育課長

過去との比較という形での答弁にはちょっとならないかと思うのですが、現状行われていることを少し教育長の議会答弁よりも詳しく御説明するということでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、職員朝礼でございますが、大体どこの学校もかつてはやっていたのですが、今小学校では実際には職員朝礼をやっていない学校が11校中6校でございます。だからほぼ半分の学校では職員朝礼をやっておりません。それから、あと週1日という学校も2つございます。小学校ですね。それから週2日という学校が1つ、一番多い学校で月・水・金ということでございまして、ですから小学校は非常に職員朝礼を減らしております。それから中学校は、不登校でありますとか生徒指導上の問題とかいうのがございまして関係で、一応これは毎日ほとんどの学校はやっております。ただ終礼ですね、終わりの集まりというのは中学校はやっておりません。これは大体昔から中学校はやっておりません。それから小学校は終礼のほうは大体週1日、もしくは3日とかいうふうなことでやっております。

それから職員会議でございますが、昔は大体週1回ぐらいのペースでやっておりました。今はほとんどの学校は月1回になっております、職員会議は。月1回。ただ、大きな行事の前とか臨時にはやることはあるかと思いますが、大体月1回ということでございます。

それから、そのほかの取り組みでは放課後のできるだけ行事を設けないとか、会議をやはり1時間以内に抑えるとかそういった効率化、こういったものをしてしております。大体今現状で行われている取り組みはこのようなことでございます。

#### ○四浦委員

変化はあるということはわかりましたが、そうですね、ちょっとここの質問は手短に済ませたいと思いますが、今後の計画として、会議などはそういうふうなことなのですが、例えばボトムアップとか学校の現場の声を吸収するというところで、これは以前のやりとりの中で非常に私は残念だったんですが、教職員のアンケートはとったことがないと答えられたと思うんですが、こういう計画があるかどうか。

それから、私もよく学校に行く機会がありますが、校長先生が作業着であられるというふうな傾向があります。担任を持つて先生がそういう形ではまず見かけませんが、いかがでしょうかね。予算も絡むことでありますから即答はなかなかしにくいと思いますが。校長先生とか教頭先生が草刈りとかあるいは校庭の樹木の剪定とか、こういうものを禁止する措置をとってはいかがかなと。もっと高度な仕事が私はあると思うんですが。やむにやまれずやってるわけですね。ついでに言いますと、私の親しい友人で高等学校の校長先生をやっている方がいらっしゃって、高等学校ですから市教委じゃないですね県教委から、高い給料払うて草刈りをやらせるんじゃないよと、こう言って詰められたとかいう話もありました。いかがでしょう。

#### ○原田教育総務課長

学校の維持管理については今おっしゃられるとおり、実態としてできる範囲での学校の取り組み、それが校長先生になるものなのか教頭先生になるものなのか、保護者も含めてみんなで取り組むものなのかは別として、一定の取り組みがあることは事実でございます。

○四浦委員

ほかの質問にも答えてくださいませ。

○石丸学校教育課長

アンケートの件につきましては、これまでの御回答の内容と変わらないんですけれども、学校訪問そういったところで部会制、学年部会とかこういったものをやっております、そこで直接先生方と話をしております。これはもちろん私もですが教育長が入ることもございまして、ですから直接先生方と話す中でそのあたりの、先生方の勤務の状況も話が出ます。それから終わりの会、まとめのときには必ず教育長が先生方の勤務状況についてのどうでしょうかというふうな話もしております。あるいは職員団体との協議、そういった中で、要するに直接話をする中で先生方の勤務状況あるいは先生方が持ってらっしゃる課題については把握しております、現状ではそういった部分で先生方の生の声を聞いておりますので、それが今後市教委、事務局としての改善に生かせるものと考えております。

○四浦委員

不本意なお答えをいただきまして、以前と変わらないというようなことです。いずれにしても一定の、さっきスポーツの振興で計画的なものが出るんですが、学校における教職員の多忙化解消と、とりわけ子供と向き合う時間を多くつくるということと、それから、これはもう光市に限らんですが、全国的な傾向にあるいわゆる風呂敷残業ですね、これを圧縮していくというふうなことなどは、きちんと統計もとりながら、教員から、先に学校に出向いてるといようなこともありましたが、市民アンケートをあれだけ実施をするんですから、学校現場の困難なところのきちんとした声をつかむ上で、私はペーパーによるアンケートが一番だと思いますので、そういう学校内における改革を計画立てて進めて、日限を区切るといいますかね、1年計画か2年計画かわかりませんが、そういうふうな構えでやっていかれることを期待します。繰り返して言いますが、山鹿市における取り組みはとても感銘を受けました。これを生かしていただきたい。

次の質問に移りますが、USBメモリーですけれども、市役所と同じパソコンを使って、これそのもののあり方というのはいかがなものかと私は思うんですけども、これで学校現場の特に先生方の、子育て真っ最中の先生方はどうしても長時間残業がなかなかできない。家に帰って子供を寝かしてから深夜に引き続く仕事をする。そうしなければ明るく日の授業になかなか備えられないというふうな面もあろうかと思えます。このUSBメモリーをセキュリティーの高いものに切りかえるという話を前回の委員会でお聞きをしましたが、それは教職員に対してどの程度の割合で用意されているのか、あるいはされようとしているのか、お答えいただければと思います。

○原田教育総務課長

前回申し上げたように現場において混乱が起こらない方法を考えますという形で私のほうが申し上げたと思っております。今、現場において混乱が起こらない方法についての予算的な要求をしている段階でございます。

○四浦委員

この項一言で終わろうかと思うんですが、ちょっと終わりがたいということになりました。混乱が起きない。具体的にはいかがなんでしょうか、USBメモリーがセキュリティーの高いものでやろうとしているから、それは、今までやったら個人的に持ってたよね。数百円だから、手に入るというようなことから教職員が個人的に持っていた。それをちょっと今度はぼんとはね上がる、金額は幾らぐらいになるのですか、1本当たり。

○原田教育総務課長

物の値段については結構、購入数によって上下がありますけれど、一般的な価格帯で申し上げますと、いわゆる高度なセキュリティーを持ったUSBと言われるものは5,000円とか6,000円とかそういうぐらいの価格帯であると私は認識しております。

○四浦委員

一般のUSBに比べると数倍か10倍近いが、そういう価格帯になるようではありますが。予算要求をしている段階ですから、今ここで明確な答えはいただこうと、そういうやぼな考えはないんですが、混乱が起きない、もうちょっと具体的に踏み込んでお答えいただけますか。

○原田教育総務課長

先ほど四浦委員がおっしゃられた、その表現が適切かどうかはさておいて、風呂敷残業的な部分がありますというお話でございましたですね。そういう実態を踏まえての対応をさせていただくという形でございます。

○四浦委員

それじゃこの項は終わらして、ちょっと次に、新しい学校給食センターの供給ガスの選定問題について、これはもうでき上がった、計画は立てられてることですから、ただ念のためお聞きをしておきたいということがあります。ちょっとほんの概要でいいですから、これからの給食センターの工事計画をまずお聞きします。

○呉橋学校給食センター所長

供給ガスについては都市ガスを予定しております。そして建設につきましては、基礎の支柱の据えつけ作業が終わりまして、地下ピットをつくるための掘削工事が間もなく終わろうとしておるところです。そして7月の末に全ての建設が終了する予定になっております。

○四浦委員

供給ガスは都市ガスだということですが、平成15年の9月、もう古い話になりますいね、10年前か。この問題で実は、学校給食センターじゃないですね、公共的な施設というもので附帯決議がされたと、供給ガスについて。御存じでしたか。

○呉橋学校給食センター所長

附帯決議の内容については承知しております。

○四浦委員

簡単に述べてください。

○呉橋学校給食センター所長

附帯決議につきましては、今後の公営住宅建設・建てかえ事業に当たっては、家庭用燃料の供給について公共性・公平性及び市場原理並びに市内業者育成の観点を持って十分配慮し検討すべきである。以上、決議する。という内容になっております。

○四浦委員

当時私も建設委員会に所属をしておりまして、今言われたとおりの附帯決議が行われております。もちろんこの決議は市営住宅の課題でありますけれども、給食センターもこうしたものを配慮しながら取り組まれたというふうに思います。これを生かす立場をとられましたか。

○呉橋学校給食センター所長

前提といたしまして、熱源につきましては、まず第一に学校給食施設として必要な機能を充足することを条件に考えまして、その中で電気式であるとかガス直火式、ガス蒸気式と、いろんな熱源を使用することにいたしました。その中でガスにつきましては都市ガスまたはLPG、この2種類がございました。今度新しくできる施設の周りが、例えばLPGしかなければ当然LPGを採用したということになると思いますが、その場所が都市ガスの供給が可能な範囲になっておりましたので、これを一方的にどちらかに決めるのではなくて、先ほど申し上げましたように施設として必要な機能を充足すること、または安全性、経済性、そういうのを総合的に2つのガスで比べて都市ガスにしたというところで

○四浦委員

説明が不十分でありました。LPGに比べて都市ガスのほうがすぐれている、あるいは扱いやすい、安い、いろいろ理由があると思いますが、そこらについてはいかがですか。

○呉橋光学校給食センター所長

安全性については、双方とも遜色がありませんし、機能性についても遜色はありません。そういうことがございましたので、最終的には経済性、ランニングコストにインシヤルコストを含めて比べた結果、都市ガスのほうが若干安価であったということで、都市ガスと

いうことに決めさせていただきました。

○四浦委員

長くなって済いません。これから決まるのだったら、私はもっとファイトを燃やし、1時間でも2時間でもという気持ちはあるのですが、もう決まったことですから手短かにいきたいと思いますが、安価と言われました。どの程度かパーセントで示してください。

○呉橋光学校給食センター所長

申しわけありません。パーセントでは出していないのですが、通常、都市ガスにつきましてはガバナー、LPGについてはバルグというのを付けなければいけないんですが、その耐用年数が通常20年程度と言われていいますので、20年でイニシャルコスト及びランニングコスト、これでトータル的にどの程度の差が出るかというところ、20年トータルで550万円程度の差が出るということで、都市ガスにしたというところなんです。

○四浦委員

はしょってお聞きしますが、市長決裁をやっているということですか。

○呉橋光学校給食センター所長

受けております。

○四浦委員

LPG協会、いわゆる土着、言葉は余りよくないね。地元の業者でいろいろ祭りやらボランティアやらでもいろいろ活躍をされている業者集団、LPG協会光支部というふうなものから要請などがありましたか。

○呉橋光学校給食センター所長

平成23年の11月にございました。

○四浦委員

LPG協会光支部には、その結果の返答はしたということですね。

○呉橋光学校給食センター所長

しております。

○四浦委員

市長決裁しているということでしたが、それは閲覧なりコピーなりでいただくことができますか。

○呉橋光学校給食センター所長

情報公開条例に基づき、請求はできると思います。

○四浦委員

終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

1点だけお聞きをいたします。

光市のコミュニティ・スクール推進事業につきまして、2年間の準備期間の年度末でありますので、少し進捗状況を簡潔に言っていただけますか。そして、来年はどのあたりまでやるという、2年間の準備期間の進捗状況というのをお願いいたします。

○酒井学校教育課主幹

御承知のように、本市におきましては24年度からコミュニティ事業に取り組んでおりまして、段階的に指定校をふやしてまいりました。初年度が2校、そして3校と、来年度から全て、16小中学校というふうに段階的に進めてきております。

それで、準備校におきましては、コミュニティ・スクール推進委員会というものを設置いたしまして、指定までの2年間で、例えば学校運営協議会の役割をどういうふうにするのか、あるいは委員さんをどのように決めていくのかというようなこと、それから目指す子供像を地域と学校と保護者と共有しましょうよというようなことをずっと協議をしてまいりました。それで、やっと次の4月1日には指定校としてスタートできるというふうな状況になっていると認識をしております。

そして、来年度から全ての16校が指定校となりますことから、多少まだ取り組みに温度差はあろうかと思いますが、市教委としても全面的にバックアップしていきたいというふうに思っております。

○森重委員

ありがとうございます。目指す子供像、各学校においての目指す子供像は、今、もう決定しているんですか。

○酒井学校教育課主幹

私のほうではそういうふう認識をしておりますが、今度12月の末にまた学校の代表者等を集めまして、最終確認を行う研究協議会をセットしておりますので、そこでまたさらに確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○森重委員

着々と全校指定校に向けての準備も、また体制も整いつつあるというふうに思います。せんだって、この委員会の視察で春日市に伺いまして、コミュニティ・スクール、そこはもう10年前から改革に取り組んでおりまして、全校が全て指定校になっておりましたけども、その中でちょっと非常に感銘を受けましたのは、教育委員会改革も叫ばれております

けども、大きな改革の弾みになった1つの大きな力がコミュニティ・スクールの存在にあるということを大きな声で言われておりました。

そして、各地域での学校、家庭、地域が連携した動きが出てくると、学校ごとの取り組み方針が明確になり、その学校の運営能力、政策形成能力が芽生えてくると、そのことに対して教育委員会は学校ごとをバックアップする、それが教育委員会の使命なのだというふうなことも言われておりました、かなり進んでおりましたけれども、それに対する光市のコミュニティ・スクール推進事業の一步が大きく今から展開していくことをぜひ期待したいと思いますし、来年1年間、また流れをしっかりと見ていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○磯部委員

今年度の新規事業で就学相談員の設置という、少ないお金なんですけれども、月1回、これは非常に大切な分野だと思うんですが、このあたりの状況を確認させていただきたいと思います。

#### ○石丸学校教育課長

就学相談員の実施状況でございますが、4月からスタートしておりました、11月末までで15件の相談がありました。実際には、これは就学前の相談です、保護者も非常に若い方が多いので、1件につきやはり90分ぐらいとっております。だから、長時間やりますので、1日にそんなにたくさんの件数はとれないということで、大体午前中が1件、午後2件ぐらいということで進めております。

子供たちの育ちにかかわる相談ですので、保護者の悩みも深いものがありますから、長い場合は3時間とかいうふうなこともございます。ですから、たくさんの件数はないのですけれども、1件1件の相談の内容は非常に深いものがございます。

特に、5歳児発達相談会とのつながりから来られる方であるとか、要するに市にあるいろんな相談機関のつながりの中で、ここに来られるというふうなケースも多いと思います。

また、相談記録が今後の小学校の就学に当たってのベースになる、データになりますし、それからまた相談の担当の方が関係機関を紹介されたりというふうなことで、非常にいろんな動きが出ているかと思っております。

今、相談に当たっておられる方が教員OBで、非常に特別支援教育に長く携わった方でベテランの方です。ですから、相談を受けると同時に、今、光井小学校で行っているのですが、光井小学校のスタッフの研修にもなっております。

ですから、非常に波及効果もあるということで、件数は少ないですけれども、非常に1件1件が濃いということで、今後も充実したものにしていきたいと考えております。

#### ○磯部委員

非常に細やかなこういうことをやってくださっているというので、今後も期待したいと思っております。

発達相談に関しては、5歳児の新しい取り組みもしていますので、他所管とも連携して、充実していただくようお願いを申し上げて、終わりたいと思っております。

○木村（信）委員

先日、マスコミ等で報道がなされたのですが、文科省が児童、小学校低学年からの英語教育に力を入れたいというような報道がなされておりました。まだ、これは決定で通達なんかというのはまだ先かもしれませんが、今、光市教育委員会においてこの問題をどういうふうに考えられるか、お答えをいただきたいと思います。

○石丸学校教育課長

今、5年生、6年生に3人のネイティブのスピーカーを派遣しております。小学校の教員とのTTで授業をやっておりまして、この3人の担当が日本語も話しながら、なおかつネイティブであるということで、小学校の先生方との非常に良いチームティーチングが出来つつあります。

私も何回か授業を見に行っただけですけども、遊びながら子供たちが非常に遊びの中で英語に親しんでいると。今、教育開発研究所なんかで、中・高でそういった取り組みをうまくプログラムとして連携していくことはできないかということで、プログラムの開発にも取り組んでおります。

ですから、小学校のもし低学年から、1年生からというふうなことが始まったときのために備えて、今はそういう資源といいますか、そういったプログラム、あるいはアクティビティ、いろんな活動でありますとか、そういう資料や教材、こういったものを集めている段階でございまして、それが今5・6年でやっていることがもし実施になった場合には、3・4年、1・2年というふうに、手法というか、やり方は残りますから、それをどんどん低学年に広げていけば、対応できる状況になるのではと考えております。

○木村（信）委員

私も、英語教育というのは、確かにグローバル化の社会の中で大切な視点だと思いますが、今回、文科省、国がこれを導入しようとした経緯は、2020年の東京オリンピックというのを見据えて、そういった人材を育成したいという思惑が見えております。

実は、私は、英語力というのは確かに大事ですけども、実はもっと大事なものは母国語、国語力が今低下しているんじゃないかと、こういうところも懸念しています。

こうした面に関して、さまざまなお考えも皆さんあると思いますけれど、実際に何が大事か、今何をなすべきなのかということをしつかりと今後もお考え、お取り組みをいただきたい。

それとともに、今、同僚委員のほうからありましたけど、コミュニティ・スクール、学校運営協議会というものにこういったものを取り組む中での答えが出てくるのではなかろうかという期待もしておりますので、よろしく願いいたします。

○木村（則）委員

私、このたびの一般質問で芸術文化政策について質問いたしましたので、それを補足する意味で、1点だけ質問させていただきたいと思います。

光市は、現在、光の文化を高める会に毎年補助金を出しております。私も文化を高める

会主催の催しによく足を運ぶわけですけれども、私も、また市民からも幾つか不満の声が届いております。

何が不満かと申しますと、幾つかの行事で会場が観客で埋まっていないというか、空席が目立つといいますか、一方で市民が取り組む行事というのは結構会場がいっぱいなんです。会場が埋まっていないということは、出演される方に対して大変失礼だということと同時に、一定の市民の税金が投入されていると思われるわけです。

そこで、ちょっと具体的な数字を示していただきながら、質問をさせていただきたいと思います。

24年度の催しの中で1つ、毎年恒例に行われている新春落語会をちょっと取り上げてみたいと思いますが、24年度は桂米朝一門会でありました。このときの入場者数というのが何人でしょうか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

本年1月27日、市民ホールで実施されました桂米朝一門の落語家5名を迎えての新春落語会ですが、入館者は396名でございました。

#### ○木村（則）委員

大ホールのキャパというのが900とか、補助椅子なんかを出したら1,000人程度ですから、396名、400名ということとなると半分以下なのかなと思います。

次に、収入と支出の金額ですが、これはほぼというか、同等なんだろうけれども、合計金額と、それぞれの大きな内訳を教えてください。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

桂米朝一門の新春落語会についてでございますが、総収入は300万円余りでした。内訳といたしましては、チケットの売り上げが407枚で145万円、先ほど言われた市からの補助金が70万円、収入不足が発生しておりますので、文化を高める会の会計から負担金として85万円となっております。

一方、支出のほうですけれども、落語家の出演料が235万円、看板代や印刷費など需用費関係が16万円、役務費関係、これはテレビスポットなどが入りますが、やプレイガイド等への手数料の支払いですが、48万円、ほか交通整備員さんへ1万円、合計総支出が300万円となっております。

#### ○木村（則）委員

今のお答えだと、収入300万円のうち、チケットの売り上げが約半分、その他残りの半分が70万円の文高からの補助金と85万円、これは文高が負担金を出したということなんです。70万円というのは言ってみれば私たちの税金なんだろうけれども、文高が出した85万円というのは、出どころはどこですか。文高が持っているお金でしょうけれども、もともとをたどると、これはどこからのお金なんですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御承知のとおり、文化を高める会は年会費という形で会員を募っておりまして、そこからの収入もございまして、一部、積立金もございまして、そちらを取り崩したりというところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。市民から会員だとか、そういったことで集まったお金だということですので、少し言い方を変えれば、いずれにしても市民から募ったお金ということになろうかと思えます。

ということは、300万円のうち約半分、155万円というのはいずれにせよ市民の側が負担しているのではないかというふうに理解するわけですが、申し上げたいのは、これは一般の民間の興行であれば、決して赤字を出すわけにはいかない、もちろんそれから先ほど申し上げましたように、市民なんかが文化事業として市民ホールを利用する場合も一生懸命赤字を出さないように努力をしているわけですね。

そうした努力の部分というのは、先ほどの歳入歳出で話をすると、僕は2点ばかりあるかと思えます。

まず1点は、先ほどの支出の部分で、興行主に対して235万円払ったと、公演料ですね。これ本来は、行政が言うべきかどうかわかりませんが、主催をする文化を高める会がこの興行に対して直接交渉したりしていけば、もっと安くなるはず。

それから、広告宣伝費に50万円近く使われています。これはテレビスポットであるとか、そういうのも使われているようですけども、要は一定の宣伝をやってはいるんだけど、それから先の努力が見られないのかなと思えます。

いずれにしても、今後、一定の改善も図っていただきたいなと思えますけれども、改善を図るための努力を求めたいわけです。これはどこに求めればいいのですか。教育委員会が努力というのはあるのでしょうかね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

当然、教育委員会から補助金を出している団体でございまして、教育委員会が指導をすべき団体と考えております。

○木村（則）委員

わかりました。どういった指導が必要かというのは、また今後、ぜひ検討していただきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

## 2. 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第103号 光市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

説 明：福原行政改革推進室長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）（所管分）

説 明：森重財政課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

#### ○森戸委員

今年度の予算の進捗からお尋ねをいたします。市勢要覧作成委託等の進捗、これ100万円ほど上がっておりますが、どのように進んでおりますでしょうか。

#### ○坂本広報情報課長

市勢要覧につきましては、平成26年度に新市誕生10周年を迎えることから、新しい市勢要覧を作成するという事と、25年度、26年度の2カ年事業で行うこととしております。

進捗状況でございますが、10月に委託業者と契約を行い、現在、資料収集、企画、デザインなどの検討作業を行うとともに、関係所管との調整などを行っているところです。

#### ○森戸委員

着々と進んでいると理解してよろしいですか。26年のエンドに向けて。

○坂本広報情報課長

計画どおりに進捗しているところがございます。

○森戸委員

わかりました。それと、予算にも上がっておりました調達評価のコンサルティングの状況は、計画どおり進んでおりますでしょうか。

○坂本広報情報課長

調達評価のコンサルにつきましては、今年度11月末現在で7件、精査を行っております。合計で申しますと、見積もり精査依頼が約6,800万円に対して、精査後5,800万円ということで、約1,000万円、率にして14.8%の削減ということで、現在そういった状況になっております。

○森戸委員

計画と照らし合わせると、いかがですか。

○坂本広報情報課長

このコンサル業務につきましては、年間7件程度を目安に行っております。所管のほうからシステムの改修、新規業務等、出てきた都度こういったコンサルにかけることとしております。

○森戸委員

了解いたしました。

ホームページのバナーの広告収入で210万円の収入見込みを計画しておりますが、ホームページを見ると埋まっていないところもあるようです。進捗はどうですか。

○坂本広報情報課長

ホームページのバナー広告の広告収入についてのお尋ねでございますが、25年度歳入見込みとして18万9,000円を予定しているところがございます。それで、今年度、年度当初に広告代理店の見積もりを行いまして、年間51万2,040円ということで契約を行っているところでございます。

○森戸委員

私の数字が間違っていますかね。財政健全化か何かのデータだったと思ったんですが、ホームページのバナー広告については計画を超えて進んでいるということで理解をいたしましたが、空白のところがあったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

財政健全化計画の目標値に対するお尋ねであろうかと思ひます。これは、その他の項で、ホームページのバナー広告収入以外に、ふるさと納税の推進という部分が200万円ほど含ま

れておりますので、合わせて218万9,000円というふうになっております。

○森戸委員

わかりました。遊休財産の処分で2,600万円の収入見込みですが、進捗はいかがですか。

○森重財政課長

平成25年度の遊休財産の処分の進捗状況でございますが、11月末現在の売り払い収入、これが5,234万3,205円となっております。25年度の目標でございます2,600万円に達しているという状況でございます。

○森戸委員

了解いたしました。

関連いたしますけれども、インターネットで遊休財産等の公売をしているページがホームページにございます。このネット公売の例というのはございますか。また、今年度はそういった取り組みがございましたか。

○森重財政課長

遊休財産につきましてのインターネット公売というのは、本市は実施しておりません。

○森戸委員

そのページは、でもございましたよね。ですけれども、やっていないということなのですかね。

○森重財政課長

これは、税務所管のほうでインターネット公売をやっておりますので、恐らくそのことだろうと思われれます。

○森戸委員

失礼いたしました。ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

ふるさと納税に関しまして、寄附される方のどういうふうに使ってよという指定ができるようになっております。その指定にはどのようなものがあるのか。指定どおりに使われていますでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ふるさと納税の指定でございますが、光市の場合、「ふるさと光応援寄附金」という名称で募集しております。一応、こちらのほうからの呼びかけの中で、おっばい都市宣言、自然敬愛都市宣言、安全・安心都市宣言の3分野を指定しております。それ以外に、その他希望する分野という全体で4項目、寄附のほうをお受けしております。

ちなみに、平成20年から24年度までの実績でございますが、39件、3,616万1,000円となっております。

使途の希望でございますが、おっぱい都市宣言関連が4件、904万円、自然敬愛都市宣言関連が19件、212万6,000円、安全・安心都市宣言関連が1件、100万円、その他が15件、2,399万5,000円となっております。例を申し上げますと、奨学金の基金を積んでほしいというものとか、戦没者慰霊碑周辺の緑地を清掃してほしいとか、緊急通報体制の整備をしていただきたいと、こういったようなもので寄附をいただいております。

もう一つのお尋ねの指定どおりに使われているかでございますが、活用の結果につきましては、御意思を尊重することを大前提といたしております。寄附をいただいた翌年度に事業実施をするということで、平成20年度以降、39件全てに関して指定どおりの予算活用をさせていただいております。

#### ○森戸委員

了解いたしました。寄附の趣旨どおりに使われているということで理解いたしました。

ふるさと納税に関しましてはいろいろな取り組みがありますがけれども、同僚委員も一般質問しておりましたけれども、確定申告をする前の時期、ちょうど今の時期のホームページのふるさと納税の項目を目立つようにするであるとか、以前、寄附していただいた方へ再度のアプローチを行うなどの取り組みは行われていますでしょうか。

以前、使った方に関しては、こういうふうに使いましたよという報告もしていらっしゃいますでしょうか。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

まず、ふるさと納税をちょうど確定申告の時期にPRをしてはということでございますが、制度のPRにつきましては、広報で4月にお知らせをするのとあわせて、寄附いただいた部分の活用予定をですね、そのほかにはふるさと光の会等々で、光市の出身者の会、あるいは同窓会等でPRをさせていただく、これは他市も同様の取り組みを行っているようでございます。

それと、全般的にはホームページの画面のほうにバナーを出しておりますが、今、委員御提言のような形での時期を捉えてということとはなかなか、今は申告の時期でありますので、もう済んだ状況の部分でのということと、それとやはり市民の方が見られて、例えばよそに寄附をしようと言われる方もおられるみたいでありますので、その辺の兼ね合いもあるということがありますが、効果的なPRについては今後とも関係所管とも協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

寄附者へのアプローチ等々でございますが、御寄附をいただいた方に対しましては、意思を尊重するというようにしておりますことから、礼状、活用結果報告等をお示しをしております。当初より継続をいただいている方が2名、これずっと毎年という方が2名で、5名の方が複数回、御寄附をいただいております。

使途の報告に関しまして具体的に申し上げますと、まず寄附をいただいたときに、市長のほうよりお礼状を送付をさせていただいております。使途が確定した時点で、これは先ほど言いましたが、4月25日の広報でございますが、これで掲載をするとあわせて、その広報と、前年度の寄附の詳細活用予定を掲載した部分ですが、これにあわせて光市のイベントカレンダーとかパンフレットとか、こうしたものをお送りいたしております。

その後のフォローですが、今年度から始めたんですが、寄附の活用した事業の成果について、今、委員の御提言のような内容を取りまとめをし、写真をつけたり、それをいただいた市民からの声をまたフィードバックをしたりということで、可能な限り、寄附をいただいた方とのつながりを大切にしているところでございます。

いずれにしても、今後とも光市を応援したいという気持ちを尊重し、また拡大がしていけるような工夫について、取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

了解いたしました。かなり十二分にリピートしていただくようにしているのだなということがよくわかりましたので、また毎年増えていくような流れをぜひつくっていただけたらと思います。

それと、最後に1点なのですが、政策全体のPRについてお尋ねをいたします。

一般質問の続きの部分にもなるのですが、光市の強みとか政策を分野別にまとめて、ターゲットを絞って情報発信を行っていくということで、定住に関しまして、そういうお願いをいたしました。

これは、お金をかけずにできる部分でありますので、ある町では行政視察を誘致するために、その町の特色ある取り組みを事例にまとめて情報発信をしていたりするケースもございます。

ぜひ、光市でも、まずは行政視察というところからでも、行政視察が来るぐらいでないと、定住も今は結びつきませんので、ぜひそういったところからでも取り組みを始めていただきたいと思います。一般質問の重ねになってしまいますけれども、いかがでしょうか。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

行政視察そのものになりますと、なかなか全体的なものもございまして、一般質問の続きというようなお話もございましたので、人口定住等々の絡みからお答えを差し上げたいというふうに思います。

委員さんのほうからは、これまでも随分前から人口定住に関しては、例えばシティセールスという視点でいろんな提言もいただいております。市といたしましても、人口減少につきましても、町の活力の低下という問題だけでなく、自治体自身の持続的発展がどうなっていくのかとか、あるいは地域コミュニティの問題とか、大きな問題をはらんでおることは認識をいたしております。

こうしたことから、総合計画におきましては、28年度の目標人口を5万2,500人という設定をいたしまして、人口減少、人口予測の半減を目指していくということで、基本的には、これは一般質問でもお答えをしておりますように、3つの都市宣言の理念を踏まえた形で、現在、7つの未来創造プロジェクトを設定しております。こうしたものを展開することによって、都市の魅力を高めていくというようなことを展開しているところでございます。

具体的には、そういう戦略とか、町の魅力を集約してホームページにということであろうと思います。こうした観点につきましても、ホームページについても市民の皆さんへの情報提供という側面だけでなく、全国への情報発信という観点からも、より見たくなるよ

うなホームページづくりには努めているところでございます。

ただ、現状、これは個々の所管によって、タイムリーに必要な情報を市民の皆さんに掲載をするということで、本市では個々の所管が職員手づくりでそのまま即時にアップできる手法をとっております。こうしたような管理形態等もありまして、御提言のようなシティセールスというようなことに関しては、今後、検討するべき課題であろうとは認識をしております。

また、個別のPRの対策といたしましては、具体的には定住向けのサイトとして、企画調整課のほうがホームページのほうに「大好き！光」を開設しております。こうした中に、サイト内には7つの分野に分けて掲載をしておるのですが、光の魅力コーナーというのも設置をしております。

こうしたものを取り組んではおりますが、今回もさまざまな議員さんから御提言を受けておりますことから、掲載の内容、画面の見せ方、あるいはリンク先の整理等々、関係所管、あるいは広報情報課とも連携をして、今後、さらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

よくわかりました。ぜひ、シティセールスという発想を持って、個々の所管という形ではなくて、やはりひとつ売り込むという発想で、強みを売り込むという発想でもって、PRに努めていただきたいと思います。

#### ○木村（信）委員

ここで聞いていいかどうかということもあるんですけども、給食センターが来年26年9月に供用開始になります。そういったことが具体的に決まっているわけですが、跡地の利用というのは政策企画という形の中でお答えできますか。何か具体的なそういったものが決まっておれば。

今、具体的なものはないのかもしれませんが、本年度末に公共施設マネジメント、また公共施設白書というものがまとめ上げられる。そうした際に、公共施設というものをどういうふうこれから考えていくかという大きな視点の中で、跡地利用というものは確実にあるわけですね。跡地利用がしっかり示されてこそ、市民の安心につながるというふうには私は考えています。

ですから、この点に関しては、しっかりと当局のほうでお考えを早目にお知らせをいただけるように要望しておきます。

#### ○加賀美委員

12月になりましたので、平成24年度の借金総額が228億円、来年度、今年度の見込みとして大体どのぐらいになってくるか、増えるか減るか、見通しがわかれば教えていただきたいと思っております。

#### ○森重財政課長

これは、まだこれからも変動するものでございますので、あくまで今現在としては予算

時点で見込んでおります235億円程度であろうかと。一般会計だけで申し上げましたが、全体で申し上げますと、442億円程度になる見込みでございます。

○加賀美委員

若干ふえるような状況になっておりますけれども、これは臨債の増と、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○森重財政課長

今おっしゃいましたように、臨時財政対策債、そのほか今年度は第3セクター等改革推進債、いわゆる三セク債も借入れを予定しておりますので、そういったこともありまして、増えるということになっております。

○加賀美委員

わかりました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

### 3. 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第101号 光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例

説 明：竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

ほかの施設はね、だいたい3%ぐらいアップして、310円ぐらいになる予定ですね。片一方の155円。これはそのまま据え置き、使用料が据え置きになった理由は何か、お尋ねします。

○竹本地域づくり推進課長

それぞれの料金に対しまして3%を掛けましたら、例えば会議室は230円であります、3%を計算しますと238.14円ということになりまして、端数を切り捨ていたしました。そういうことで、そのままということになっております。

○加賀美委員

端数は切り捨てと、10円未満はね。そのように理解しました。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。

○磯部委員

影響額はどれぐらいでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

24年度の実績で申しますと、利用時間が約260時間、それで影響額としまして、20円になっておるということで、260時間を掛けまして5,200円ということになります。

○委員長

よろしいですか。

○磯部委員

はい。

○委員長

ほかにございせんか。

○森戸委員

消費税と地方消費税の値上げで、やむを得ないものということによろしいですかね。

○竹本地域づくり推進課長

消費税法及び地方税法の改正に伴うものだと考えております。  
やむを得ないということ。

○委員長

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討 論：なし

採 決：（全会一致）「可決すべきもの」

②議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕  
報告事項（仮称）室積コミュニティセンター整備事業について  
（基本計画・基本設計最終案）

説 明：田村市民課長、竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○委員長

いかがでしょうか。

○加賀美委員

じゃあ、室積コミュニティ・センターの質問でもよろしいですか。

○委員長

あわせてでよろしいです。

○加賀美委員

コミュニティ・センターの今のお話で4億5,000万円というお話があったのですが、この4億5,000万円の中には、旧庁舎、旧公民館ね、撤去も何もかも入っているのかどうか。お尋ねしてみたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

建設費の概算についてでございますが、これについては、一応まあ直近の光井公民館が平成7年度に建築されていますが、それを参考にある程度試算をしてみました。

そうすると、おおむね、平米では30万円から35万円。その当時の金額で計算しますと、30万円から35万円でございますが、今の物価上昇等々考えまして、おおむね40万円になるということで、先ほど申された撤去費用については、現在、入ってないです。

○加賀美委員

全体計画としてですね。やっぱりこういう公園部分も含めたものも全て含めてどのくらいかかるかっていうことも、明らかにやっぱりしとくべきじゃないかと。

つまりこちらのほうは、公園部分になっていくわけですから、そのところの分も含めた全体計画を示さないといけないと思うのですが、そこらあたりについてはどういうお考えでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

概算でございますが、公園の整備については、今の現時点では約1億円であるというように思っております。

先ほど申された施設の、今の公民館の撤去費用が3,000万円程度だろうと思いますので、1億3,000万円ぐらいになり、合計で、まあ単純に言えば約6億円ぐらいだろうと思います。

○加賀美委員

全体費用が6億円になるというようですね、びっくりするような金額じゃないかと思うんですよね。室積コミュニティ・センターの当初目的は、今までの公民館とは形の違う幅広いコミュニティーをやるんじゃないかというようなものだったと思うんですよね。こうして出てみたら、「なんだ公民館の若干の変更じゃないか。」とそういう感じがしないでもないわけですよ。

大体6億円もかかるというのは、非常に金額が高い気がするんですが。まあそれだけかかるのなら仕様がなと思います。今後、各地区にコミュニティセンターをつくる時には、もっと効果的な、例えば集合的なものをつくっていくとか、いわゆるお年寄りの高齢化対策を含めた福祉センターみたいなものを合同的にやるとか、そういったものを造っていただきたいという思いがしたわけです。

今回、はっきり言えば公民館の建て直しというような形の中で、こんな費用がかかっていくと、今後、各地区のコミュニティ・センターの仕組みに対して疑問を抱かざるを得ない感じがしないでもないですよ。この辺りは6億円かかるのは仕方がないという考え方でいいのかどうか聞かしていただきたい。入札によってまた若干下がる可能性もあるのかどうかね。そこらあたりについてお尋ねしたい。

#### ○竹本地域づくり推進課長

今回、室積については、公園との一体的な整備でございまして、他の公民館がどうなるか、ちょっとわかりませんが、一体的じゃなくて、まあ建てかえということになれば若干、お金もちろん少なくなるのだろうとは思いますが。

今回は室積については公園との一体的な整備でございまして、そのお金が結構かかるというふうな形になると思うのですが、例えば、ほかの公民館で建てかえということになれば、そのものの建てかえだけです。公園の整備とかはもちろんなくなるということですから、お金は安く済むだろうと思うのでございます。

さっきおっしゃいました入札減ということにもなりますし、わたしのほうも、先ほど申した建築費については、今から精査していきますので、なるべく趣旨を落とさないとか、基本計画の質を落とさないようにしながら予算については検討していきたいというふうに考えております。

#### ○加賀美委員

時代は変わってきましたけれど、西部憩いの家は、かなり頑丈なつくりでできておりますけれども、それなんか2億円ぐらいでできたような状況を考えると、物価が高くなっているという理由はあるにしても、極力費用は抑えていただきたいと思えます。

それから聞き漏らしたのですが、これは、いわゆる高潮対策として、全体としてね、土を盛ってつくるといふふうに聞いたのですが、そのあたりはどうだったのですか。高さはどういう状況であるか。

#### ○竹本地域づくり推進課長

現在、室積の建設場所については、海拔が4.6m、今言われている南海トラフの津波が約5mということで、50cmほどかさ上げをします。

それで5.1mってということで考えておるところであります。

○加賀美委員

ではこのかさ上げ費用は、先ほどの4億5,000万円の中に入っているのかどうか。

○竹本地域づくり推進課長

それは4億5,000万円の中に入っております。

○加賀美委員

わかりました。

○委員長

ほかに。

○森戸委員

コミュニティ・センターについて引き続きお尋ねをいたします。

公園の整備も入れて6億円ということですが、8ページのですね、整備事業の最終案にスケジュールがございます。

今までかかった費用といいますか。これからの建築費等については4億5,000万円プラス撤去が今わかりました。基本設計、実施設計の部分でどのぐらいかかっていたか。

○竹本地域づくり推進課長

基本設計、基本計画で約1,000万円です。

○森戸委員

実施設計は。

○竹本地域づくり推進課長

先ほど説明したとおり、今回、債務負担行為で4,600万円ということですよ。

○森戸委員

今のも入れて6億円なんですかね、先ほどの6億円という数字。

○竹本地域づくり推進課長

建設費が約4億5,000万円で、公園整備等々で1億3,000万円ぐらいだろうというところでありまして、実施設計と基本設計は入っていません。

○森戸委員

5.8億円に5,000万円——6,000円万足すと6.4億円というようなことになろうかなと思います。そこでお尋ねをするのですが。

国県の補助金及び合併特例債を活用したと想定してですね、市の持ち出しはどのぐらいになるような感じで計画をされて、計画をしているかどうかわかりませんが、見込みといえますか。その辺を教えてくださいませんか。

○竹本地域づくり推進課長

まだ、予算については精査している段階で、詳しいことはちょっと出てないのですが、いろいろな補助金等々を活用しながらというふうなことでは検討しているところでございます。

○森戸委員

いえいえ。ここまで来てですね、大体、補助金であればこのぐらい使えるという、そういう見込みとかは当初から通常立てるものではありませんか。普通、建設をするにあたればですね、資金どうやって調達しようかっていうのがまず最初にあるはずなんです、その辺の見込みっていうのがわかりません。答えられませんか。

○竹本地域づくり推進課長

現時点では、まだ、合併特例債が使えるかどうかということもわからない状況でございますので、見込みが立っていないという状況でございます。

○森戸委員

財源の見込みがない中で、建設していくというのは非常に恐ろしくないですか。ある程度想定できそうな、そういうところをつかんでらっしゃるんじゃないですか。

○竹本地域づくり推進課長

補助金等々で使えるものがあるかどうかというのは今、検討しているところでございますが、それが確実に使えるかどうかわからない状況なので、今のところはまあ何とも言えないところでございます。

○森戸委員

その何とも言えないところもわかるのですけれども、ある程度ぐらい、こう、何と言いますかね。これだけのお金使うのですから、つかんでらっしゃるんじゃないのですか。まあ、ここで言えないのかもわかりませんが、今のお話を聞くと、ちょっと恐ろしいなあという気がするのですけど、いかがですか。

○竹本地域づくり推進課長

補助金があるかどうか、見込みを想定しながらは、もちろん計画しております。その補助金が、今のこの段階で、この段階でちょっと言えないのですが。どういうふうな補助金かというのは。補助金についての検討はしてます。

○森戸委員

わかりました。その辺が明らかになるには、このスケジュールで言うと、どのぐらいの時期に明らかになるのですか。

○竹本地域づくり推進課長

実施設計の段階ではその辺がお示しできるのではないかと考えております。実施設計が終わるときぐらいにはですね。

○森戸委員

建設の皆さんがそりゃあ、あがるときということと理解ができますけど、まあその辺が心配だということは指摘をしておきたいと思います。

それと、公民館が市内に 12 公民館でよろしかったですかね。で、12 公民館の中で、耐用年数が 10 年を切っているところはどのぐらいあるのか。なぜこれを聞くかという、これだけの公園整備が入るとしてもお金がかかっていくわけですから、建てかえなければならぬ公民館が出ていくだろうと思います。その辺りはどのようにつかんでいらっしゃるのか。それをどのようにしていこうとされておられるかお尋ねいたします。

○竹本地域づくり推進課長

耐用年数が 10 年ということでございますが、コンクリートとして 50 年と考えての話だと思いますので、50 年であれば、三島公民館が昭和 41 年建設ということになりますので、47 年ですかね、だから 10 年切っていると。後は大体 51 年、2 年というふうなところでございまして、3 つ——2 つか 3 つだったと思うのですが、ちょっと記憶が定かじゃないですが。

建てかえについては、要は公共施設マネジメントということで、今、考えていますので、それが出まして今後の計画を立てていきたいというふうに考えております。

○森戸委員

政策企画部にお任せをするというのではなくてですね。所管でその辺は把握をしておいていただきたいと思います。

公共施設マネジメントについては、もう以前から議会で指摘をしていることでもありますから、そのときにも、三島は 10 年切るというのがわかってましたし、やはりそういった資金需要といいますか、今後の資金需要は、所管ではまあどのぐらいですよということは、また、政策企画部にも上げながらやらないといけないでしょうし、その辺のところはしっかりお願いをしておきたいと思います。

それとこの建設単価なんですけど、4 億 5,000 万円ということで、坪 120 万円ということになります。平米 40 万円でございますから。

で、鉄骨造で 40 万円かかっていると。この単価が、高いのか安いのか、これは高いというふうに思うのですが、その辺はどのように判断をされていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○竹本地域づくり推進課長

先ほども説明いたしました、類似施設であります光井公民館にかかる建設費を参考にしまして、物価変動とか、資材の不足とかからくる単価の上昇なんかも考えて概算を出したところであります。

概算の参考とした施設については、贅沢な施設じゃないというふうなことでは考えておりまして、今後、実施設計の中で積み上げていきまして、今の機能を維持しながら、可能な限り低コストに努めてまいりたいというふうに考えております。

○森戸委員

鉄骨造で40万円というのは非常に高いというふうに聞いておるんですが、その辺は何か基準のようなものがございますか。

○竹本地域づくり推進課長

先ほど申したように、光井公民館は鉄筋コンクリートですが、当時の建設費で計算しますと、平米単価が建設費だけで27万円でございます。それに、あと設備工事とか、街灯とか、電気とか、そういうふうなのを全部ひっくるめると30万円から35万円ぐらいの平米単価になると。

先ほど申したように、物価の上昇とか、建設費の上昇とかありますので、40万円ぐらいではないかということで考えているところであります。

○森戸委員

はい、わかりました。

今、この地域では人が足りないといえますか、建設業界で人が足りないという状況で、足場も組めないとか、塗装もできないとか、いろんな話を聞きますが、それが今後どうなるかわかりませんが、ひょっとすると人を確保するということで非常に高くなるかもわかりませんし、現状のところでは非常に高いものについているのではないかと思いますので、まだ削れるところはないかというのをしっかり精査していただきたいと思います。

これは、いいものをより安くというのは当然のこととありますので、当然のこととして指摘をさせていただきます。

引き続いてよろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

コミュニティ・センターはこの辺にしまして、予算の進捗について、一点お尋ねします。

男女共同参画の推進事業について、第二次基本計画を推進するために推進ネットの整備と啓発用の四コマ漫画を募集するというので予算が上がっておりました。これは、進捗はどのようになっておりますでしょうか。

○戸本人権推進課長

補正予算で。済みません。

○委員長

済みません。補正予算の部分で。

○森戸委員

補正予算の部分かいね。まだ、そこはいけんかったかいね。まだか。  
失礼いたしました。終わり。

○森重委員

室積コミセンの件について継続ですけども、確認いたしますけども、合併特例債が今の時点では使えるかどうかわからないという御返事でしたけども、もしこれは合併特例債が対象になるとして、これは建物の95%、あと70%交付税措置というものがありますけど、その対象というのは、この建物の4億5,000万円のみということで、あと公園とか、いわゆるほかの金額、合わせて6億何円に対しては対象にならなくて、建物に対してだけということなのですか。確認です。

○森重副市長

先ほどから森戸委員さん、また、今、森重委員さんからの財源構成のお話がありました。

委員御案内のとおり、実は合併特例債は現在一件審査になっております。一件審査になっておりますことから、今、地域づくり推進課長のほうからは、実は慎重な発言をさせていただいたところがございます。

基本的には総事業費、いわゆる基本設計を除く事業費は合併特例債という市債に、いわゆる建設事業でありますので対応できるものと思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり一件審査でございますので、どれが該当になってどれが該当にならないというのは、現時点では明確に申し上げることができないというのが現状でございます。

あくまで、いわゆる普通建設事業に当たるものについて、いわゆる合併特例債であろうが、通常の起債であろうが、いわゆる起債の該当事業であれば該当するということとなりますので。

ただこれが、今、私が明確に申し上げられるのは、実施設計はなりません。基本設計はなりません。基本設計というのは、まだ事業を着手するかどうかの判断をすべきものでございますので、事業を実施するためには実施設計からじゃないとできませんので、このあたりは御理解いただければと思っておりますので、実施設計からいわゆる建設事業、それに関連するいわゆる今回の場合であれば公園の整備事業も含めてなる可能性はありますが、今の段階で明確にこれと、先ほど申しました4億5,000万円、1億円、今回の議案でお諮りさせていただいております実設計の費用4,600万円が全てなるかどうかというのは、ちょっと今の段階で明確に御答弁できないということだけ御理解いただければと思います。

○森重委員

わかりました。そしたら、今後この中の施設備品とかいろいろ、さまざまな物品類、こういうものに関してはどうなるのですか。対象は。

今、これには入ってわけないですよ。キッチンのいろんなものとか、トイレのいろんな。入っていないですよ。ちゅうことはもっとかかるということですよ、総額。

○森重副市長

先ほどの4億5,000万円の中には、建物だけではなくて、設備も、電気も入っておりますので、そこはちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

今言われると、設備の中にそういった厨房機器等も入っておると私は認識しておりますが。

○竹本地域づくり推進課長

要は、机とかそういう備品の関係でございますか。

○森重委員

そうです。ありとあらゆる、図書のそういう棚とか、いろいろ。

○竹本地域づくり推進課長

棚については、今の4億5,000万円に入っております。先ほど申された厨房のものにも入っております。要は、机とか椅子については入ってないです。

○森重委員

太陽光とか、いろんな設備が含まれてないものもあるということ。太陽光はどうですか。

○竹本地域づくり推進課長

太陽光は入っております、これは別の補助がございますので、それについて今いろいろと検討しているところでございます。

○森重委員

今後、その物品云々、消費税の関係もかかわってくると思うのですが、そういうことで今回の早めのそういうものも必要かと思っておりますが。

消費税関係は4月以降、8%になってくるわけですが、その辺のお考えは。お聞きしましょう。

○森重副市長

先ほどから財源のことを皆様方御心配いただいております。国庫補助事業のこともございます。合併特例債のこともございます。

全て原則は事前着工できませんので、これからこの議会で基本設計について御報告を申し上げ、補正予算において実施設計の債務負担行為を起こさせていただき、今年度中に実施設計の契約を結ばせていただいた後、詳細が出ましたときに、また皆様方に御報告をさせていただきますということで御了解いただければと存じます。

○森重委員

大卒は了解いたしました。

○木村（則）委員

私も少しコストのことを確認させていただきたいと思います。

先ほどの建設コストは、建設に付属するつくりつけのものだとかっていうのは当然入ってくるだろうと思います。備品に関しては、今の公民館から移設できるものもあるでしょうけれども、この図面を見る限り、かなり新規に購入しなきゃいけないものがたくさんあるかと思いますが。そのあたりもしっかり、あらかじめ算出しておく必要があるかと思いますが。

建築コストに関しては、今後、実施設計を進める中で、コストを抑えながらもクオリティを上げていくということをしつかり設計のほうに告げていただきたいと思いますけれども。それにしても、民間で鉄骨でやれば大体 25 万円前後ぐらいでやっているわけなので、それに対してちょっと 40 万円というのも、少しそう感じなくはないのですが。

そこでお尋ねしたいのですが、今、債務負担行為で上がっている実施設計料 4,600 万円ですけれども、これは、建築コストから導かれているものなのか、あるいは構造や規模や、あるいは用途に基づいて導かれているものなのか、あるいはその他何なのかということをお尋ねしてみたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

4,600 万円の根拠っていうか、どういうふうな積算なのかということですか。

どう説明して良いか、ちょっとあれなんですけど。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

ただいまの木村則夫委員さんからの御質問での、債務負担行為の 4,600 万円の積算根拠でございますが、今お話のありましたとおり、建物に付随する実設計並びに先ほど地域づくり推進課長からお話をさせていただきましたとおり、このコミュニティ施設整備事業につきましては、公園を——いわゆる都市公園の公園面積を変えずに、形状の変化を受けて一体的な整備をさせていただくということで御報告をさせていただいております関係上、実は公園の実設計費用も入っております。

あとは建築についてのこの実施設計の根拠でございますが、躯体並びに面積によりまして、上限額をこのたびの補正予算でお諮りをさせていただいておるということで御理解をいただければと存じます。これがあくまで上限額でございますので、これより上になることは、また議会にお諮りをさせていただかなければなりませんので御理解をいただければと存じます。

○木村（則）委員

基本設計、実設計においては、当初予算があったわけで、その時点である程度の概要というものがあって、それに基づいて基本設計もなされて、今後、実施設計もなされようとしている。

実施設計に関しては、ある意味ではこのあたりが出てきたことで、初めて最終的な金額

が確定するんだらうと思いますけれども、その辺の手続きといったものはどういうふうになるのでしょうか。

要は、今、債務負担行為で外構も含めての実施設計の助言だということでしょうけれども、既に実施設計も契約済みではないはずで。ですから、今後契約する上でその金額を確定するのは、この基本設計のいってみればボリュームや、難易度や、あるいは国の通達に基づいたものになるだらうと思いますけど、これから行われるということによろしいんですね。

#### ○森重副市長

そのとおりでございます。あくまで、今木村則夫委員がおっしゃられたとおり、基本設計が固まらなければ実施設計に移るわけにはまいりませんので、それに基づいて積算をし、国道交通省等の基準に基づいて、躯体、面積等々、またそれ以外に、このたびのケースについては公園の部分もでございますので、そこも含めて上限額のお諮りをさせていただいているということでございます。

#### ○木村（則）委員

わかりました。

最後に細かいことですが、もう一点確認させていただきたいと思います。

これまで市民を交えたいろんなワークショップ等々などから、市民からすれば地元の方が気楽に立ち寄れるような、そういったコミュニティ・センターになるといいなという希望というか、皆さんの夢があったらうと思います。

このコミュニティエリアにテーブルが配置され、そこに人がこれから集まってくるというイメージするわけですがけれども、実際ここで簡単にコーヒーやお茶や、そういったものが手軽に飲めるとすれば、外からそういったものを持ちこむ以外にこの中で調達ができるというか、そういったところはあるのでしょうか。

#### ○竹本地域づくり推進課長

先ほども御説明しましたが、実習室通路側のドアを開放することによって、調理台が利用できるということで、そこでカフェというか、コーヒーが飲めるような形にはしております。コミュニティエリアに開くというふうなことでの考えをしております。

#### ○木村（則）委員

わかりました。

ということは、これから先々細かいこと詰めていくのでしょうかけれども、そこに、例えばコーヒーメーカーがあつてみたり、お茶が注げるようなものがあつてみたりして、そこでセルフでそうして談話コーナーに運んでくるというような感じなのですね。

#### ○竹本地域づくり推進課長

議員がおっしゃるようなことも検討してまいりたいと考えております。

○木村（則）委員

わかりました。

○四浦委員

室積コミュニティ・センターの件で、念のためお聞きするのですが。

合併特例債の期間が延びたように思いますけれども、これがいつまで有効化ということをお尋ねしておきたいと思います。

○森重副市長

ただいまの四浦委員さんからの御質問でございますが、既に議員さん御案内のとおり、東日本大震災によりまして、大きな災害が発生いたしました。

その中で、合併した市区町村につきましては、10カ年という中で整理が進めてきたわけでございますけれども、震災に遭われた自治体については10カ年の延長がされました。それ以外の自治体においても、防災やそういった関連の事業が優先をされるというようなことから、5カ年延長がなされたところでございます。

○四浦委員

テーマが変わるのですが、一緒でよかったんですね、96号議案。

先ほどの説明の中で、補正予算書の15ページなどということになりますか。職員給与の減額というものがありませんでした。詳しくは総務部とやりとりしたいというふうに思いますが、次のことをお尋ねします。

この分野でということになるとなかなか難しいでしょうか、担当部署で一人平均、どういふふうに減額されてきたか。職員給与が減額されてからこの方どうかということもお尋ねしたいと思っております。

それからもう一つ。これまで10年以上になる職員給与減額が続いた。増えたということは全くなかったわけでありましたが、そのつど国の施策によって下がり続けてきたのですが、国の御意向についてずっと従ってきたかどうか。この2つだけ絞り込んでお聞きしたいと思っております。

○委員長

四浦委員、総務部の関係ですので。

○四浦委員

最初に言いましたように詳しくは総務部とやりとりをするのですが、ここの分野で職員給与の減額が提起をされておりますから、実態についてはどうか、どういふふうに把握しているかということをお尋ねします。総務でないと答えられないというのなら、それはそれでよろしゅうありますけど。

お顔を見よったら、総務のほうにお任せしたいというふうに私のほうが受けとめましたので。今回は、さっきの説明にもありましたが、消費税増税にかかわってということでもありますね。それでよろしゅうありますか。

○委員長

どの部分で。もう一度教えてください。

○四浦委員

給与の削減に関してですが。

○委員長

13 ページのことをおっしゃっているのでしょうか。

○四浦委員

そうですね。13、14、15 です。

○委員長

職員給与等の一部カットというところでしょうか。

○四浦委員

すみません。もう一度。私がちょっと聞き漏らしたと思いますが、職員給与のカットについてはどういう理由からきているのかということ、少し詳しく述べていただきたいということでありませう。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

## 討 論

○四浦委員

今話しましたように、今回の補正予算は職員給与のカットが含まれておりまして、給与のカットというのは、総務とやりとりをしてこれは明確にするんですが、今まで 100% 国のいいなりに、光市の場合にはなってきたというふうなことが言えます。

非常に冷たい措置が取られて、職員の暮らしもそうですが、地域経済にも大きな影響を与えるということで、議案第 96 号平成 25 年度光市一般会計補正予算（第 5 号）については反対します。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

③議案第 97 号 平成 25 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

さっき総務部の話を出しましたが、大事な職員給与費を減額するのですから、何からそれが始まったかということも説明は要ると思いますが、いかがでしょうか。

○田村市民課長

申しわけございませんが、総務部のほうでお聞きいただければと思います。

○委員長

給与の問題ですから、四浦さん、総務部でよろしく願います。

○四浦委員

それ、無茶言うね。特別会計の説明を今聞きよるわけじゃから、何ぼ何でもこれは総務部でというわけにはいかない。いいでしょう。とめましょう。

討 論

○四浦委員

議案第 97 号平成 25 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に、反対の立場で討論いたします。

長いこと続いた自民党政治のもとで、日本の異常さの大きな特徴の一つとして、給与を含む労働者の賃金が先進諸外国と比べた特異な症状で下がり続けているというのが、ここ 10 年余りの実態であります。民間と比較してという説がありますが、そういう形で、民間では公務員の給料も減るからということも含めて、非正規をどんどんふやして、安上がりの労働力をつくっている。シーソーゲームで働くものの賃金、手当というようなもの、収入が減らされ続けるという実態があって、この国のいわゆる危機的状況がますますひどくなったという傾向があります。

こういう中で、光市もそれに加担をしながら、何ら今までこういうことを避けるべき手だてを講じていない実態も指摘しながら、反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○木村（信）委員

本年度末、3月までに策定される予定でありますコミュニティ推進基本方針、これについて進捗状況をお示しいただければと思います。

○竹本地域づくり推進課長

コミュニティ推進基本方針の件でございますが、3月までに作成予定でございます、今作業を進めている状況でございます。

今の進捗を申しますと、ちょっと遅れ気味というようなことでございまして、3月末までに御報告したいと考えておりますが、遅れば6月というふうなことになるかと思っております。

○木村（信）委員

私、この基本方針ですけれども、大変期待をしているところでございます。と申しますのも、教育委員会のこの所管で進めているCS——コミュニティスクールと、この基本方針というのは、両輪としてまちづくりの基本政策になってくるといふふうに考えておりますので、ぜひ早期に方針をお示しいただき、我々の委員会に御提案いただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一点。今、国のほうで示されようとしています軽自動車税、これはこちらのほうでよろしいですか。

この軽自動車税なのですが、これは地方税ということで、国のつけかえというようにところが大きいんですけど、確かに都会のそういったものであるのと全然別で、我々地方のインフラ、交通インフラが発達してないところでは、軽自動車に導入される自動車税の今回大幅なアップっていうのは大変打撃を受けるものだと思いますが、今現在のところ、地方税としての自動車税、軽自動車税、収納状況はどのような状況にあるのでしょうか。

○井上収納対策室長

収納状況としましては、近隣の市町村に比べると、若干収納状況が悪いというふうな結果が残念ながら出ております。

○木村（信）委員

それは具体的な数字とかがあるのでしょうか。

○井上収納対策室長

県のほうで各市の個別の税目ごとの収納率を出してきてございまして、そのあたりで比較すると、若干下位のほうに低迷しておるといふふうな状況でございまして。

○木村（信）委員

大変御努力はされているふうに思ひます。ただし地域の、やはり地方に暮らすものとしては、下駄代わり、足代わりの軽自動車っていうのは、大変大事な生活に密着した交通インフラの一つですから、そういったものの中で、収納がなかなかままならないところもあるかと思ひます。

そうした中で、今回国のつけかえのような自動車、軽自動車税のアップというものに対しては、抵抗感を私は強く持っています。ただし、そうした中でも大きな財源の一つでもあります軽自動車税、この問題について、しっかりと市としても取り組みをいただきたいというふうに考えておりますので、また国の制度がしっかりと決まった時点で、いろいろな方策や施策をお示しいただきたいと思ひますので、ここは要望としときます。よろしくお願ひいたします。

○岡田市民部長

収納対策室長の補足をさせていただきますが、11月末現在で、お尋ねの軽自動車税の収納率でございますが、現年度が96.02%、過年度が9.67%、合計で89.44%、前年同期より若干上回っております。

○木村（信）委員

詳しい数字をお示しいただきましてありがとうございます。今後ともぜひ収納率向上に向けて、お取り組みをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森戸委員

今の続きですけど、軽自動車税の収入はどのぐらいあって、国の動きによるとどのぐらい減る見込みなのか。増えはしないと思うんですが、そのところお示しいただけますか。

○田中税務課長

軽自動車税ですが、25年度予算で1億245万3,000円というふうになっております。

それで今回、国のほうで税制改正、大綱が発表されておまして、先ほど申されましたように、軽自動車税が上がるというようなことが示されております。私どもも今ちょっと勉強中なんです。

例えば、自動車の乗用の自家用車、これが今7,200円が、確か、ちょっと記憶なんですけど1.5倍になって1万800円、それぐらいになると。他の原付についても、今1,000円のものですが、2,000円になるというようなことが示されております。

○森戸委員

いやいや、それはわかるのですが、市としての収入はふえるのですか、減るのですか。その辺はどういうふうに思っているのでしょうかという意味合いですけど。

○田中税務課長

軽自動車税が市としては増えます。

○森戸委員

了解いたしました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

#### 4. 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

###### ①議案第102号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：中村総務部次長 ～別紙説明書のとおり

#### 質 疑

##### ○四浦委員

念のためお聞きしますが、今の説明には抜けていたというか、説明なかったことなんですが、国は、こういう措置をとるということは、どういうふうな目的になっていたか、そこからお尋ねします。

##### ○中村総務部次長兼総務課長

国におきましては、高年齢層と申しますか、そのあたりの層の職員がかなり多くおられると。そのあたりの新陳代謝と申しますか、その辺を促すために、退職の意思を有する者につきましては、50歳以上から45歳に年齢を下げて、広く募集をかけようというのが国のほうの狙いではないかと思っております。

##### ○四浦委員

わかりました。今の下限の45歳の場合で、これは光市に置き直してですが、これは現行と、条例改定がなされた後というのはどの程度の変化になるか、お示してください。

##### ○中村総務部次長兼総務課長

ちょっと仮に給料月額を30万円といたしましょうか。今までは割増率がございませんので、ゼロ%。この条例が施行されますと15年で3%割り増しになりますので、合計で45%割り増しになるということで、30万円とした場合、退職時の給料月額が45%増しの43万5,000円になります。結局のところ、退職手当額につきましては、これをもとに計算しますと、約860万円から約1,250万円に上がるということでございます。

##### ○四浦委員

終わりです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ②議案第148号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

説 明：中村総務部次長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第96号 平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：中村総務部次長、梅本消防担当課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

記憶力が落ちておりますので確認を。3月議会、6月議会、職員給与のカットの問題で引用をされました。少し、そのところを振り返って、国の動向なども説明をいただきたいというふうに思います。

○中村総務部次長兼総務課長

まず、3月議会でございますが、ここでの給与カットにつきましては、光市独自のカットということで、一般職の係長以下が1.5%、それから管理職員が3%のカットということで御議決をいただきました。

それから6月議会でございますが、これにつきましては、国の要請に基づくカットというようなことでしたが、国の要請に伴って、また地方交付税が減額されるというような事態がございました。この減額分を職員給与で補填するというような意味合いがございまして、一般職の係長以下が3%、それから管理職員が7%カットを御議決をいただいたところでございます。

○四浦委員

1人当たりの減額については、今の補正予算書の32、33、34ページに出ていますが、引き算すればわかるということにはなるんですが、職員1人当たりの平均減額はいかほどになるか、教えてほしいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

この33ページの9,098万2,000円という給与費の計が出ておりますが、これを1人当たりに直しますと、約25万9,000円になるかと思えます。

○四浦委員

技能職については、書いてあるとおりのだろうと思いますが、これは現在では51歳4カ月というふうに出ているし、それから一般行政職については、これは全ての職員と、技

能職以外の職員で43歳と出ておりますが、そういうふうを受けとめて良いわけですか。病院なども含めているわけですか。

○中村総務部次長兼総務課長

ここであらわしている職員、これは一般会計に所属する職員でございます。それから技能職でございますが、これも一般会計に属する35ページのところに人数が書いてございますが、5名というような状況でございます。

○四浦委員

いわゆる、一般会計のということになると、病院だとか、そうしたところがこの中には入っていないということですが、そういうところについてはどういう扱いですか。

○中村総務部次長兼総務課長

病院、それから水道につきましては、それぞれのところで独自におやりになっておられるのではないかと考えておりますが、詳細は把握しておりません。

○四浦委員

3月議会では光市独自、6月議会は国の要請に基づくと、こういうふうにありました。地方交付税の減額などともかかわってという説明がありましたが、これはいずれも3月議会の場合は、国の言い分をそのまま飲んでの措置だということでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

3月議会におきましては、国の要請に基づくものではございません。

○四浦委員

6月議会については、私が逆さまに言ったかもわかりませんが、これは国の要請に基づくものだということでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

確かに国の要請はございましたが、市長等も国のやり方には非常に反対しておるといようなことがございまして、国のやり方は反対けれども、地方交付税が減額された。その分については補填しなければならない。ということで減額したものでございます。

○四浦委員

給与減額について、国の言い分はですね、私はけしからんと思うんですけれども、民間が下がっているから民間に合わせるという手法をとっているようですが、国がその点でどういうふうに言っているかということはどうつかんでいきますか。

○中村総務部次長兼総務課長

民間と合わせるという部分につきましては、人事院が民間との給与比較を行って、その

比較をもとに給与勧告というものを出します。それを政府に提出をして、政府がそれをその案で行こうということになれば、法律を改正して、給与法の改正ということで法案を国会に出すわけでございます。

今の国の要請というのが端を発しておるのが東日本大震災の復興財源をということで、国家公務員が2年続けて平均7.8%減額をしている。それと同じような措置を地方にもとってほしいということで、国のほうからおりてきたものでございます。

○四浦委員

次の2つの点をお尋ねします。

1つは、この間、国が給与の削減について強要してきたと。することによって減額が続いているわけですが、それはいつから始まった、何年前から始まったか。

それから今回のものを含めて、平均年齢も出ておりますが、平均的な職員で、これは一般職だけとしましょうが、いかほど総額で下がったのか。年間の収入がですね。それから管理職については課長クラスでどういう下がり方をしているのか、いかほど下がってきたか、それがわかれば教えてください。

○中村総務部次長兼総務課長

光市独自のカット、いわゆる給与の適正化ということでのカットを始めたのが、平成22年の4月からでございます。このときが2.5%カットいたしました。それから23年の4月、24年の4月、引き続いて1.5%のカットを行っております。これは国の要請に基づくものではございません。国との均衡を保つための光市独自のカットということでございます。それから平成25年の4月から6月が、係長以下が1.5%、管理職が3%カット、それから先ほど申しましたように7月以降が、係長以下が3%、管理職員が7%カットしています。その影響額はいかほどかということですが、これはちょっと大ざっぱな数字になろうかと思いますが、このカットの全体の影響額を人数で除した額になろうかと思うのですが、22年の2.5%カットのときが約9万4,000円、23年のときが1.5%カットが約5万9,000円、それから今年度ですが、係長以下につきましては、6月のときにもちょっとお答え申し上げたんですが9万7,000円、課長以上が30万5,000円、係長、課長と押しなべて平均で言いますと、13万6,000円が減額というふうになっております。

○四浦委員

私の質問がちょっと受けとめ切れなかったのかもわかりません。減額が国の要請ちゅう言葉を使ったが、私は強要だと思えますけども、始めたのは何年からですか。

○中村総務部次長兼総務課長

国の要請に基づくものは、今年の7月からでございます。

○四浦委員

人事院勧告等を通じて、光市の給与のカットが始まったのはいつですか。

○中村総務部次長兼総務課長

人事院勧告に基づくものでございますけども、カットというか人事院勧告が給料の給料表をこういうふうに変えなさいということでございますので、カットというのはちょっと当てはまらないというふうに理解しております。

○四浦委員

カットという、どういう言葉を使わないといけないのですか。給与が減額になったのはいつからですかと聞いているのです。

○中村総務部次長兼総務課長

今年度につきましては据え置きでございました。昨年度も据え置きが行われています。以前は上がったり、下がったりというのがあるのですけれども、平成12年ぐらいから上がったり、下がったりはしておりますが、その後ですね、独自カットに入ったのが平成22年からということで、今、私がつかんでいる数字はそういう数字でございます。

○委員長

よろしいですか、四浦委員。

○四浦委員

いやいや、ようないね。そりゃ。以前、国の、今、次長の言われる言葉で言えば、要請に基づいて、私の記憶ではもう10年ほど前から給与の減額、年間収入の減額が起こっているということですが、何か上がったり下がったりと言え、印象としては、下がってないのかなあ。差し引きすれば、とんとんのかなあというような、そういう響きを持ってお答えになるのですけれども。では、以前に答えたところでは、ほぼ10年間で平均年収が105万円、そういう時期がありましたが、今回のものもプラスされたら、減収になった部分はそれを上回るだろうというふうに思うのですが、いかがですか。

○中村総務部次長兼総務課長

6月の、この給与改定の議案を、給与カットの議案を御審議いただくときに、この105万円という数字はお示しした数字でございまして、その数字と変わりはございません。

○四浦委員

気になるから、もう一つだけ聞きますが、上がったり下がったりと言いますか。上がった年が何年に、じゃ、それはどれだけ上がっているかというのがわかりますか。

○中村総務部次長兼総務課長

そのあたりの数字は、ちょっと今手元にございません。申しわけございません。

○四浦委員

答弁が濁ってしまったが。

#### ○山本総務部長

我々の給料、基本的に人事院勧告に基づいて決定されますので、マイナス人勧が出ることもあれば、プラスの人勧が出ることもあると。要は、人事院勧告は、民間の給与相場を反映したものですから、日本の国が不景気になれば給料は下がりますし、景気がよければ給料は上がります。

ですから、昭和48年、47年時代は、給料が20%、30%毎年上がったという時代があります。バブルの時代には、我々の給料は毎年人勧が出て、5%、6%上がってございましたけども、バブルがはじけて長引く不況の時代に入ってから、民間の給料が下がっておりますので、それに連動して我々の給料も下がっていると。これが、人事院勧告の仕組みであります。

ですから、さっき、次長は上がったたり下がったりというのは、民間の相場が上がれば我々も上がるし、春闘で高い相場ができれば我々も上がりますし、春闘でアップが取れなければ我々の給料は下がるというのが実態であります。

#### ○四浦委員

次長の答弁はえらい歯切れが悪かったが、部長答弁になると、極めて質問者に対するとか、挑発的な。たまげたですね。こりゃ、以前の答弁とは全く違う。

国の方針が、民間とそれから公務員とシーソーゲームで下げるような形を取ってきていることについては、私は少なくとも市の方針としては反発をしていたと思っていましたが、今の話は、もう丸のみ。

国のやることに、間違いがありません、市もそのように従ってきましたが、その何が悪いかというふうに、以前の態度と比べれば180度変わったように思います。

そのことも確認をしまして、これは、時間ばかり浪費をするようなことでもありませんので、総務部長の考え方はよくわかりました。閉じます。

#### ○木村（信）委員

今、中村総務部次長の御答弁の中で、地方交付税の減額措置、この減額措置については、国から、やっぱり9,300万円少なくなるということで、入ってくるお金が少なくなる。もともと、これは地方固有の財源を分配するという制度であったと思っています。

そんな中で、東日本大震災の震災復興のためにというような、広義の意味ではあるかもしれませんが、実際には、これは地方の防災と減災に資するために、これを減額しろという措置だったのではないのでしょうか。そこのところだけ、確認しておきたいと思いますが、いかがでしょう。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

国のほうは、そういったことでやっておりますが、地方のほうは、国がやったのだから、それと同様な形で減額して、そういったお金については、今、委員さんがおっしゃられたような形ということになるんですが、ところが、もう現実に交付税がその分カットされてきたということがあって、これは、もうやむを得ず、いたし方なく職員の給与を減額した

というのが事実でございます。

○木村（信）委員

その件については、苦渋の選択をされたのは、よく私もわかります。そんな中で、東日本大震災のものに資するためという大前提っていうことではなかったように、私は記憶しているのです。これはあくまでも地方交付税を、幅広い意味での防災と減災に資するためにということの、国が、まあ、言ってみれば、勝手にへびってきたものだ。

それに対して、市民サービスを低下させないがための苦渋の選択ということは、私は理解しております。言葉尻かもしれませんが、そこら辺を少し確認しておきたかったということでございます。

討 論

○四浦委員

議案第96号平成25年度光市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論をします。

先ほども少し触れましたが、国と地方、そして民間と公務員というようなものが、シーソーゲームのような形で、どんどん職員、労働者の給与が減額をされ、このことがまた生産と消費の矛盾といいますか、大きな会社はつくる力はあるんだけど、国民の中に消費する力がどんどん下がっていくというふうなことで、しかも、こういう閉塞的な傾向が、世間ではブラック企業がはびこったり、政治的には派遣の自由化が行われて、ますます労働者全体の平均収入が下がっていくと。景気にも影響すると。税収にも影響してくると。国の形そのものが危ぶまれる状態であると。先ほどの答弁では、私は、先ほども触れましたけども、本当にけしからん。光市がいつの間にか、国の言うことを丸のみするような、そういう態度を取っているということも抗議をしながら、また、職員の暮らしや地域経済やモチベーションや、そういうものにも思いを寄せながら、反対討論にします。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まずは、予算の関係の進捗状況をお尋ねいたします。本庁の耐震の2次診断が、今年度

上がっておりますが、2次診断の状況はどのように進んでおりますでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

本庁の庁舎の耐震2次診断でございますが、現在、業者のほうに委託に出しているところでございます。工期につきましては、ことしの6月18日から来年、平成26年の3月20日までということになっております。

○森戸委員

進んでおるのはおりますねというところを確認したいのですけれど。

○中村総務部次長兼総務課長

業者のほうで、粛々とその業務をやっておられるということでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、もう一点。時間外手当等のカットで、本年度20万円の削減をするということでございますが、これ自体は計画どおりに進んでおりますでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

申しわけございません。200万円ということですか。

○森戸委員

失礼いたしました。200万円でした。

○中村総務部次長兼総務課長

これについては、一般会計の時間外手当を、前年度と比べて200万円減額するという目標を立て、取り組んでおるところでございますが、昨年度の一般会計の時間外勤務手当の総支給額が1億810万円ほどございました。今年度の11月までの実績でございます。7,620万円となっております。昨年同時期と比べて、約460万円ちょっと増えております。と申しますのが、今年度上半期が、異常とも言える気象による大雨、それから台風、このあたりが、昨年度よりもちょっと多くございまして、時間外での警戒態勢、この辺の待機等がかなりあったということで増加しております。

今後につきましては、災害等、冬はございませんので、例年どおりぐらいか、少し低めにいくのかなというふうな感じでは捉えております。

○森戸委員

はい、わかりました。見込みですから、これからのところで計画達成に向けて努力をお願いしたいと思います。

ちなみに、この時間外手当の、どういうふうにごコントロールをしておられるのか、その辺のところをちょっとお願いいたします。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましては、以前と比べまして、仕事の量であったり、質であったり、かなりちょっと多くなっております。毎月、時間外の状況の報告、それから、時間外手当の請求が上がってくるわけですが、時間外勤務が多い部署、このあたりにつきましては、仕事のやり方の見直しでありますとか、業務改善、効率化、そのあたりを所属長に対してお願いもし、また人的な配置が必要と思われるようなところにつきましては、人的な配置につきましても考慮しておるところでございます。

○森戸委員

はい、よくわかりました。毎日のことですので、よろしく願いいたします。

それと、年金の支給開始年齢の段階的な引き下げで、25年度末の退職者から、無支給の期間が最大1年発生するという状況になります。それは、2年おきに拡大してまいります。今年度の退職予定者は、どのぐらいいらっしゃるのか。そのうち、また再任用希望されるのはどのぐらいいらっしゃるのか、わかる範囲でお示しをいただけたらと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

雇用と年金の接続の関係であろうかと思いますが、今年度、定年退職をされる方が13人おられます。このうち、毎年、調査をしておるんですが、再任用を希望される方が8名おられます。

○森戸委員

この何年かで比較をしてみると、退職される人数はどんな感じですかね。増えていきますか。横ばい、その辺のところがわかれば。

○中村総務部次長兼総務課長

大体、平均どころではないかなと思います。13から15あたりが、ちょうど平均ぐらいかなと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

それと、支所についてお尋ねいたします。合併協、新市建設計画の中で、大和の支所は20年4月をもって出張所へということになっておりました。平成19年12月の一般質問の答弁で、当時の前市長は、様子を見るような、そういった答弁ではなかったかと思います。その後、21年の行革市民会議の中で、事務局は出張所への移行を進めているというふうに答弁をされておられました。合併後、10年迎えるのですが、この出張所に関してはどのように答弁が変わってきたか。考え方なり、その辺の変遷がわかればお示しをいただけたらと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

今、委員さんお示しのようなことでございまして、過去からの経緯と申しますか、合併協においては、大和町役場を支所として、平成20年4月を目途に出張所とするというふうな協議がなされ、これが承認をされておりました。

それから、一般質問の答弁に、当時の市長が、一定期間、支所体制の存続は必要ではないかと考えていると、議会や地元の意向などを見極めながら適切に判断したいというふうな答弁をされておられます。

それから行革市民会議ですが、当時事務局のほう地域コミュニティの問題や商店街に活気がなくなると、議会や地域からさまざまな御意見がある中で総合的な判断により、今回、平成20年4月ですがこれは見送ることになったと、当初30名の職員体制から現時点で11名の職員体制まで削減ということで、出張所への移行を含めた見直しを進めているということで答弁をしております。

その後、これに沿ったような形で状況を見ながらということで、現在に至っておるところでございまして。

#### ○森戸委員

なぜこういうことを聞くかといいますと、先日、環境福祉経済委員会で傍聴してありましたら、岩田のコンパクトシティ化の中で支所が建設の中に、諸機能がもう既に入る形で案として示されておりましたので、その辺のところをどうするのかというのは、その建設をする前にはっきり決めておかなければならないと思っておりますので、こういう質問をいたしました。

そういうところの流れが一つともう一つが合併自体の効果といいますか、行政コストを削減していくというようなお話で、総合計画の中でも公共施設の統廃合というものも上がっております。

しかしながら、その辺のところはこの10年経ってみて、執行側が意図してそういうふうにやってきたということは施設自体の機能は別として、物自体で見ていくことがなかったように思われます。

10年経ってそういったところがどういうふうに進んでいくのかということと今の大和のコンパクトシティ化の中でどのようにしていかれるのか、その辺のところをはっきりさすべきときに来ているのではないかと思いますので、大和支所をどういうふうにご考えておられるのか、その辺のところをもう一度お尋ねをいたします。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

このたびの委員会資料で出しております岩田駅周辺都市整備基本計画（案）でございまして、この中で複合型施設に導入する機能につきましては、具体的にはこの計画の策定後、次の段階で検討を進めることになるので、各施設の現在の利用実態などを踏まえ、現在の大和支所や大和公民館、それから図書館大和分所の機能集約を基本とするということとされております。

今後はこうしたことを受けて、まさしくどの程度の行政機能、これを持たせていくのかということを検討していくということになるかと思っております。

○森戸委員

わかりました。今後検討していくとは言いながらも、10年たっている状況であります。現状の大和の支所の利用状況なりがわかれば教えていただけたらと思います。

○起本大和支所長

大和支所の来庁者の変遷についてお答えいたします。

合併をした年の平成16年度は1日当たり132人、17年度が125、18年度が86、19年度が95、20年度が83、21年度が80、22年度が84、23年度が74、24年度が79、それから今年度は9月末現在で84人となっております。

○森戸委員

わかりました。利用状況は当初から考えると少なくなっているというのはよくわかりました。

あと、建物自体ですか、どんな感じですか。耐用年数も含めてお答えできる範囲で構いませんが、建物自体の耐用年数も含めてどんな感じになっているのか。

○起本大和支所長

建物のほうが昭和41年建設でございますので、かなり古いというふうに認識しております。

○森戸委員

わかりました。再度お尋ねをしたいのですが、建物もこういうような状況で古いというのはよくわかります。

利用状況も減ってきているということで、一回その支所自体の機能といいますか、大和のケースだけではなくて全体として一回見直さなければならないと思います。

この支所の機能に関してはいろんな考え方があろうと思うのですが、一つは人口が減ってくるということで、光市で言うと4つの地域があるわけですが、逆にそういうところを強化していかなければならないという考え方もあるでしょうし、また合併したんですから積極的に統廃合を進めていかなければならないという考え方もあると思います。

その辺のところの地域にある支所の機能としては、どのような検討をされていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○中村総務部次長兼総務課長

現在、支所と申しますか出張所でございますが、さまざまな窓口の関係、戸籍、住民票、それから印鑑証明、それからあと埋火葬とかですか、そのあたりの窓口での業務あるいは本庁との取り次ぎ、この辺を出張所担っておりまして、このことにつきましては出張所として、今の状況で地域からの強化とかという要望も上がってきておりませんし、今のままで十分ではないのかなと現時点では思っております。

○森戸委員

わかりました。いろんな考え方があると思いますけれども、高齢化を進めていくのに拠点がなくなると非常に不便になるということで、必要だという考え方もあるでしょうし、合併したところでは、地域に職員さんを張りつけていくような、逆に周辺部に手厚くしていくというような考え方もあるでしょうし、それプラス合併後の統廃合も含めたコストを削減していくという2つのことに対して、バランスをとっていかないといけない部分があるかと思いますが、これをどうするかにはついては考えを出すというもの難しいところではあると思いますけれども、そういう計画が、大和に対する計画がコンパクトシティ化ですか、の計画が上がっていますので、そのときぐらいまでに、はっきりとした支所のあり方をしっかり出していただければと思いますので、これはお願いとしておきたいと思います。

それと、最後に1点お尋ねをいたします。

いろんな予算とか決算含めて議案のデジタル化、データで配付をしていく、そういうお考えといいますか、そういう形をぜひお願いをしたいと思うのですが、お考えがあればお示しをいただけたらと思います。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

議案等のデジタル化というお話でございますが、予算決算含めました議案書のデジタル化とデータベースでの配付については、現時点では現行の紙ベースにかえてデータ化したものを配付するということは考えてはおりません。

考えてはおりませんが、ペーパーレス化の観点、全国的にはこうしたことを行っている自治体もあるようではございますが、まだまだごくごく一部の自治体ではなかろうかと思っております。

本市においても将来的には課題とは思っているのですが、まだこうした先進的な事例、そのあたりも研究しながら今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

#### ○森戸委員

このお話は随分前から実は出ている話でありまして、進んでいるところは学校でもiPadなり、そういったものを配付しているというようなところもありますので、かなり進んできてるのかなと思います。ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

#### ○森重委員

光市防災会議の改選後の状況について、お聞きしてみたいと思います。

本年は防災元年ということで、いろんなさまざまな防災対策が進んでいるところがございますけれども、3月議会では光市の防災会議への女性の登用、参画、登用ということで質問、提言をしておりましたが、防災会議条例の一部改正に伴いまして、8号委員の追加により、まあ、それも検討課題であるという御答弁をいただいておりますので、その後この8号委員の任命はどのように行われたか、この辺をちょっとこの機会にお聞きをいたします。

#### ○小田防災危機管理課長

8号委員についてのお尋ねでございますけれども、8号委員は、防災会議条例の中で6名指名をするということを規定しております。

それで、7号委員の委員の皆さんの改選が11月の末となっておりますことから人選をいたしまして、まず1人目として自主防災組織の代表者の方、学識経験者の方、ボランティア団体などを含めたNPO団体、女性団体、高齢者団体、障害者団体の6つの団体の中から人選いたしまして、この11月30日から2年間の任期として委嘱をしているところでございます。

女性の委員ですけれども、2名の委員の方を登用しております。

#### ○森重委員

もしよろしければ、その2名の方、どういう団体から出られてどういう方かお聞きできれば、可能であればお願いいたします。

#### ○小田防災危機管理課長

団体としましてはボランティア団体として母親クラブ、光地域活動（母親クラブ）連合協議会委員の方から、それと女性団体としまして光市食生活改善推進協議会の方から人選をさせていただいております。

#### ○森重委員

お名前等は防災会議ホームページ等で確認しても良いですけど、大丈夫ですね。公になっているわけですね。

#### ○小田防災危機管理課長

まだ委員さんの名前、ホームページ上は改定しておりませんが、母親クラブのほうの会長さんは木村さん、食推の会長さんは天野さん、この2名の方です。

#### ○森重委員

このお話を依頼されるというか、お持ちになったときにしっかりこれからの女性のそういう防災に関する参画の必要性等、いろいろお話されたと思っておりますけれども、そのあたりの交渉するときのいろいろ状況といたしますか、それをちょっとお聞きしてもよろしい、反応とか、ぜひこれからはそういうことで御協力いただきたいというときに、ちょっと大変拒まれたのか、それとも積極的にやっていきたいと思いますというふうな意向であったか、お願いをしてどういう状況であったかお聞きいたします。

#### ○小田防災危機管理課長

食推に関しましては、いろいろな防災訓練あたりで炊き出し訓練等も御協力いただいております。なので、すんなりと私でよければということでございます。

母親クラブのほうに関しましても、御協力いたしますということで快くお受けいただきました。

○森重委員

やはり今後時代の要請と申しますか、いざというときに確かなやっぱり成果を上げるためには今後あらゆる場面で女性の登用、また活躍というものが防災に関しても重要なキーワードになってまいりますので、このたびこの光防災会議に、あっ、そうか、この間部長さんいらっしゃいましたけれども、公募的な部分では初めてのそういう一歩、女性がこのように参画をしていける流れをつくった大きな一歩であるというふうに思っておりますので、大変にありがとうございました。

今後ともあらゆる防災対策の推進に、女性という視点をしっかり入れていただきまして、今後光市の防災対策をよろしくお願いしたいと思えます。

○木村（信）委員

先ほど同僚委員の発言の中に防災元年という話が出たのですが、防災元年は本年ですか、一応そこ確認しておきたいと思えますが。

○小田防災危機管理課長

市長の答弁では24年度ということでは言われている。

○木村（信）委員

議事録に載ることでございまして、そこを正確にしておきたいというふうに思いました。それともう一点、今防災行政無線についての進捗状況をお知らせ願いたいと思えます。

○小田防災危機管理課長

現在、中国総合通信局のほうから周波数の内示をいただいております。

このことによりまして無線機器の製造にも取りかかりましたし、それぞれの子局の占用申請、県・国あたりですね、それも終了いたしました。

工事の着手といたしましては、年を明けて1月から本格的に現地のほうに入っております。

○木村（信）委員

では、計画の進捗状況に対しては、遅れはないということではよろしゅうございましてか。

○小田防災危機管理課長

当初立てました総合計画に則り進んでおると考えてよろしいと思えます。

○木村（信）委員

以上です。

○加賀美委員

先ほど退職者が13名ということではございましてけれども、それに対して新しい採用者はど

のぐらだったのか、ここらあたりについてお尋ねしたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

先ほど13名は定年退職者でございまして、あと早期退職者等もあるわけですが、これは年度末ぐらいでないと確定がしないところではありますが、採用でございませけれども今予定とすれば20名を予定しております。

13名プラスアルファの退職が駆け込みで出てこうかということでございます。

○加賀美委員

この採用計画は、人員適正化計画に基づいて出された中で結局今考えたでいけば20名の13名、7名ほど多いわけですが、これは早期退職者を含めたところとったのか、それとも今後の業務量の増加とかそういう面を考えてやったのか、そこらあたりについてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

早期退職者のことも勘案をしますし、業務量の増加、このあたりも全体的に考えてのことでの採用でございます。

○加賀美委員

わかりました。

ここらあたりについては、やっぱり職員の皆さんの仕事量が非常に増えているというのはわかりますし、それと同時にやっぱり機械化、コンピューター化が進んでいて、合理化がどんどん出てきている中で、やっぱりそこらあたりを勘案した人員配置を考えていただきたいと思います。

次は、庁内の関係でお尋ねしたいのですけれども、この庁内のいわゆる冷暖房管理というのは、冷暖房というのはどういう形になっているのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

恐らく全館冷暖房の体制ではないかと思うのですけれども、そこらあたりについて現状はどうなっているか教えていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

本庁舎、かなり古うございまして、冷暖房につきましては一括で管理をしております。

ボイラーによりましてお湯を沸かして、それを冷房のときは冷却してそれを全庁に流す。また、暖房のときはその熱気を流すというふうなスタイルになっております。

○加賀美委員

先般、市民の方から意見があったので、お尋ねしてみたいんですけども、私も現実に見たわけじゃないんですけども、1階の南側のところにおいては、いわゆる暖房器具を使っていると。中には、背広を取って、ワイシャツ姿で作業をしていると、こういう実態があるがどうなってるんだろうかというような声が出ておりますが、そういう実態は御存じかどうか、

お尋ねしてみたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

全庁的に温度設定をしてやっております関係上、当然寒いところ、玄関とか入口に近いところは人の出入りが激しいわけですから、当然外の寒い空気が入ってまいりますので、寒いところもあります。また、北側のほうにつきましても、寒いところもあります。また逆に、2階、3階、南側のほうは若干暖かくなるところもあります。それは、承知をしております。

○加賀美委員

それは、一旦全館暖房をされてるのならば、寒ければ着物を着ればいいわけであって、確かに寒いのなら、それは暖房をやるのは構わんと思いますが、じゃあ、お客さんである市民の側はどうなかと。ずっと中のほうは暖房出しているけれども、外のお客さんは寒いと。だから、そこらあたりの配慮が足りないんじゃないかっていう声があるんです、市民から。その辺の感覚は、どういうふうに捉えてらっしゃるか。いわゆる中のほうは、そんな寒いから暖房をやっていると、外のほうは、外側のお客さんのほうについては何もしないと。そこらあたり、全体が温度を適正化するちゅうのは非常に難しいことだと思いますけど、そこらあたりについてはどういうふうな感じであるのか、お尋ね、ちょっとしてみたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

先ほどから申しておりますように、全館で、一定温度で管理をしております。中にはその場所で一日中仕事をする、寒いところも、場所も出てこうかと思えます。そのあたりにつきましては、御理解のほどを願いたいと思っております。

○加賀美委員

確かにそういう全館冷房っていうのは問題があるんです。だから、今度、新しい本庁舎ができるときはそういうことはないと思いますが、やっぱり何分古い施設だから仕方がないと思うんです。ただし、さっきが、市民がそういうふうに、何で暑いのに、背広を脱いでワイシャツ姿になっていると、ならそこまでそんなにしなくてもいいんじゃないかっていうような声は、私が聞いてみて、うん、なるほど、そう言われてみりゃそうだと、そこらあたりは十分気をつけていただきたいと思います。そういう市民の声もあるってことも、ひとつ心に置いていただきたいと思います。

○四浦委員

防災計画で1点だけお尋ねをしますが、前回だったか、前々回だったか、取り上げたことが、この委員会であります。その延長線上になるのですが、「自助・共助・公助」というふうな言葉がありますが、共助の部分です。示された公の避難場所は、不十分なところがあります。特に水害などです。そのために、やっぱり民間の施設というものを使ったらどうかという提案を差し上げたことがあるのですが、全国的には最近変化が見られると思

うんですが、京都などでは非常に抜本的な変化が見られます。あといろいろ調べておられると思いますので、まずそこからお聞きしたいと思います。

○小田防災危機管理課長

民間施設の利用ってということで、例えば津波なんかのときにマンションであるとか、商業施設であるとか、そういう民間の施設を避難ビルとして指定をされておるといようなことは、お伺いはしております。

○四浦委員

少し、何か具体的にどういう動きが、全国的な特徴としてあるかというのに触れていただけですか。

○小田防災危機管理課長

全国的な特徴といいましても、それぞれ地域によって温度差といいますか、被害状況に応じた避難所の指定という形にはなろうかと思えます。先ほど言いましたけども、津波が今一番関心事ではあろうかと思えますが、避難ビルの指定でありますとか、そういう民間の施設の活用等々です。それと、近隣でいいますと、岡山の倉敷あたりでは、議員さんが先般の委員会の中でも御提案されたように、自治会館等を自主防災組織が運営をされて避難所を開設する、そういった動きも少しずつではありますけども出ているというようなことを聞いております。

○四浦委員

新聞紙上では、ちょっと触れましたが、京都のいわゆる避難広場を民間でということで、非常に注目されています。もう多くの新聞、テレビなどが取り上げているから、これ、御承知だと思うのですが、特に観光客に注目して、13万人も想定するというので、お寺、有名な清水寺などを避難場所として提携し、3日間無料で宿泊できると、一時滞在施設となるような状況が、こういう実績がもう既に出てきております。そこで、ちょっともうはしょってお尋ねしますが、こういう措置を光市でもとるとして、幾ら何でも行政主導だからというので、行政がひとり歩きするというわけにもいかないと思えます。例えば自治会館をお借りしたほうがふさわしい。

ちょっと振り返って言います。虹ヶ浜の西側については、やっぱり津波などの水害の時期には、適切な避難場所が公共施設としてはないわけです。しかし、真つすぐ上に上がると、虹ヶ丘の自治会館、自治センターなどがあるわけですし、そういうところと提携するために、いかがですか、現地の自治会がそういうふうにな乗りを上げてきたときに、それは行政のほうとしても組み入れていこうかな、きょうのところは検討しようかなでよろしゅうあります。そういう御意向がありますか。

○小田防災危機管理課長

避難所は、避難をされた避難者の方の安全を守るべき施設だと考えております。私どもが指定をしている施設は、安全が確保できているかどうかを市の職員が確認をして、それ

から避難所を開設し、そこを避難所として指定をしていくという流れになっております。

自治会館におきましては、例えば、今委員さん御提案がありましたように、虹ヶ丘の自治センターであるとか、そういったところの、避難所を誰が開設するのか、自治会の役員の皆様、あるいは自主防災の役員の方が、本当にそういう責任を持って適宜開設をしていただけるのかどうか、そのあたりがまだ十分に検討されてないと思います。

これから自主防災組織の、自助・共助の意識といいますか、自分たちの命は自分たちで守ろうという意識がもっと向上し、活動も活発化してくれば、そういう開設であるとか運営であるとか、そういった面もお願いできるかもしれません。

ということで、私どもは今、自治会の防災活動を何とか活発化しようという取り組みをしてる段階なので、避難所に関して即答というのは今のところはないと思っております。

#### ○四浦委員

前向きなそのお答えをいただきまして、前回の委員会とはちょっと踏み込んだ質問もしましたし、それに対する前向きなお答えをいただきましたので、これで閉じます。

#### ○木村（則）委員

それでは、次年度の新市誕生10周年記念事業について、質問したいと思います。

このたびの本会議の中で、事業は26年度内で実施をすると説明があったかと思えますけれども、まず、その方針に変わりはないでしょうか。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

26年度で実施する予定としております。

#### ○木村（則）委員

現在の進捗状況からすると、かなりタイトなスケジュールになろうかと思えます。そういった観点でちょっと質問をしてみたいと思えますけれども、これから市民からの企画を募集して、今年度末、3月あたりに事業計画が確定をしたとしても、それから具体的な事業を練り上げるのに、その企画の内容によっては当然違いますが、1、2カ月、3カ月程度は最低でもかかろうかと思えます。それから初めて市民の皆さんに周知を図るんです。また2カ月程度はかかるのではないかと思います。そうしますと、4月、5月、6月、7月ぐらひはその準備期間にかかるのであれば、その後、8月以降にそういった企画が集中してくるのかなと。また、当然、行事内容によっても違うとは思いますが、やはり11月、12月になってくれば、春まで日も短くなるし寒くもなりますので、一般的にコンディションがあんまりよくないと。そう考えますと、実質8月から11月程度、実質4カ月がよりよい状態での取り組みになるのかなと。また、先ほど申し上げましたその4カ月に企画が集中するといったことになりかねないのかなと思うのです。本来の10周年というのは、来年の10月からその次の、翌年の9月末といいますか、が本来の1周年でありますことから、なぜ26年度のみに限定をするのかその理由をお聞きしたいと思えます。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

周年の捉え方ということだろうと思いますが、これは、各自治体自治体それぞれの考え方があろうかと思えます。新市ができて、それから1年というのもありましようし、たまたま合併の時期と申しますか、4月に合併なされたところもある、また、我が市のように10月というところもございます。こうしたことから、我が市においては10月ということで、いわゆる年度で10周年をお祝いしていこうという、そういった考えに立って、今、計画しているというところもございます。

○木村（則）委員

今のお答えですと、10周年という年度の捉え方に即してというか、そういう考え方に基づいて26年度ということだろうと思えますけれども、私は、本来は10周年ということをも機に何を行うかという目的を果たすことのほうが重要であろうかと思えます。

例えば、これから市民の中から企画を募集していくわけでしょうけれども、であれば、例えば先ほどのコンディションも含めてですけれども、市民の中からの企画の中で、どうしても26年度中に準備も含めて実施ができないというようなことがあったとすれば、それはもう企画として実現できないということになるわけですよ、ということは。ちょっと質問にさせていただきます。

○中村総務部次長兼総務課長

これからの予定としまして、そういった市民からの提案であるイベントであったり企画、それを募集していくわけですが、それを募集し、そして審査をし、これをやってもらおうということになれば、幾らか交付金というものをお渡しするということになるかと思うんで、やはり年度でもって完結をしていただくことが必要ではないかなと思っております。

○木村（則）委員

私の考え方とは、ずれがあろうかなと思えます。私は、あくまでもやっぱり10周年という目的をいかに果たすか、そのことによって10周年という期間を捉えるべきだろうと思えます。予算執行であるとか、10周年っていうその年度の捉え方という、その考え方が優先されるべきではないのではないかと考えます。改めてちょっと検討をしていただきたいと、これはお願いです。

もう一点、この10年事業に向けての、これも提案ではあるんですけども、市と事業所の一体感、あるいは市と市民との一体感といったものを図るとともに、歳出を抑制する目的で、市内事業所等からのスポンサーを募ってもよろしいのかなと思えますけれども、そういったお考えはいかがでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

今、委員さんのほうからそういった御提案があったわけですが、そのあたりも含めて、今後、市民実行委員会、このあたりも組織していく予定としておりますことから、いろんな面も含めて検討してまいりたいと思っております。

○木村（則）委員

わかりました。